

委員会議事録

1 教育委員会関係

(1) 付託事件審査

①議案第63号 平成29年度光市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告事項 ①光市立学校の将来の在り方に係る基本構想（案）中間報告

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

大変、全体としてよく考えられていて、改めて、今説明を受けながら感心というか、しておりました。

一つ、私が気になっている点は、これまで地域とともにあるという学校の進め方で、学校と地域が密接に関係するコミュニティ・スクールを進めてきております。それなりというか、成果をしっかりと上げてきているわけですが、今、説明の最後に指し示す方向性として、いずれは一つの敷地内という一体型へと向かっていく方向性も示しておられます。この中で、各、今、小学校区で進められているそのコミュニティ・スクールと地域との関係、充実してきているものが、その先、この中学校区にまとめられていくという過程がちょっと想像するとなかなか難しいことが多いのではないかと思うんですけれども。そのあたりの今の小学校区のそのコミュニティとその先々の統合されていく学校の状況へという、そのあたりのストーリーといいますか手順といいますか、何か考えていらっしゃるようなことでしたらお伺いしたいと思うんですけれども。

○和田学校教育課長

今、これまで本市が先進的に取り組んできておりますコミュニティ・スクールの取組みと小中一貫教育、そして将来的には一体型の小中一貫型学校という中での流れについての御質問ですけれども。

この基本構想の中にもありますけれども、このコミュニティ・スクールと小中一貫教育という取組は、極めて親和性の高い、一体的に推進するのは意義が大きいと認識をし

ています。どちらも子供たちの多様な経験を生み出す大変有効な教育活動が仕組めるものだと思っております。

一方で、各学校区で進めているコミュニティ・スクール、その成果というものが一体型になったときという御質問だったと思いますが、中学校区になったとしても子供たちはその今の学校区に住んでいると思っております。ですので、決して途切れるという認識は持っていませんし、途切れさせてはいけないとも思っております。当然、今のコミュニティ・スクールの取組を一体型になっても継続していく、その工夫を今後進めていかなければいけないと思っております。

具体的には、まだお示しできませんけれども、やはり今まで積み上げてきた地域とともにある学校、地域による学校づくり、または学校による地域づくり、この光は消したくないと思っております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。方向性としてはとてもよくわかりますが、多分いろいろと難しいことがあるかと思っております。これから具体的に考えていくことになると思うんですが。

一つには、子供の学び、育ちを考えれば、今の方向性、当然だと思えますし、それはいずれは理解がいただけるものではないかとも思いますが、立場を変えて、地域の側からしてみますと、やはり地域のほうとしては、よりどころである学校がやはり使われなくなるというか、統合されていくという方向にあるわけですから、そのあたりの理解を求めていくという手順も慎重で丁寧でないといけないと思っておりますけれども、そのあたりに関してお考えか何かありますでしょうか。

○太田教育総務課長

今後こうした計画を推進していくためには、地域の理解が当然必要だろうと思っております。そのためには、まずこの計画を校長会での説明やあるいは教職員にもしっかりと理解をしてもらうことが当然でございますけれども、何よりも各地域に赴いて、光市の教育はこうした考えのもと小中一貫教育を進めていく、その先には一体型の学校も視野に入れていく、そうしたことを地域にしっかりと丁寧に説明していくことが一番肝要であることではないかなと考えております。

○仲山委員

ありがとうございます。

これは、参考になるかどうかはちょっと考えなきゃいけないところだと思うんですけども、先般視察に行きました、千葉県鴨川市で出た話の中で、地域の理解を得ていく順序として、PTA、保護者の理解をまずしっかりとさせていただくということがあって、地域のほうへ理解をつなげていくという進め方、順序がよかったという話は出ておりました。参考になるかどうかわかりませんが、情報提供としておきます。

以上です。

○林委員

14ページにお示しいただいている点からちょっとお尋ねをしたいと思います。

平成22年度から2年間、私、特に大和地区だから気になってお尋ねをいたしますけれど、大和学校区の4小学校と1中学校が国立教育政策研究所から地域等の実態に応じた教育課程研究事業、また小中連携教育実施研究の指定を受けたということで、この2年間にある程度の積み重ねをなさったと思うわけでございます。それから、もちろんここにいろんな地域とともに学校づくりをとということも御提言をいただいたりしておりますけれど、学びの向上や豊かな人間関係ということで、工夫とか充実を図ってこられたと思うんです。22年から2年間というと24年までこういうことを実施されて、その後、今29年となりますので5年間、どのような協議をなさって。この前、塩田小学校と大和中中学校には私たち訪問させていただきましたが、どのような状況というのはよくわかって、連携がされているというのもよく存じておりますけれど。この間、どの程度詰めていって一体型の小中連携教育学校を進めていこうか、5年間でこれは今後を考えていくということもありましたけれど、その24年から5年間はどのような協議をなさって、どのように進めていこうと考えて現在に至ったのでございましょうか。

○和田学校教育課長

平成22年度から大和中中学校区で指定を受けました小中連携教育実践研究の現在までの取組ということですが、

まず、大和中中学校区をここで指定した理由について御説明させていただくと、御存じのとおり小学校は4校あるということ、そして1中学校という中で、小中連携1小1中ならまだスムーズにいくところをあえて4小1中にするによって小中連携の進め方を深く研究しようという目的で指定したということです。

まず、4小あるということで、小学校同士のつながりというものを深めていかなければいけないということで小小連携の取組をこの2年間で行いました。そして、その4小の子どもたちが1中に行くということで、4小1中の連携の充実を図るため、その5校が一体となった組織をつくることから始まりました。そして、その組織の中でどのように研究をしたらいいかということからスタートして、例えば教科部会の算数、数学部会では、中学校の数学と小学校の算数とのつながりをどうすればいいとか、または学校行事をどうつなぐことによって、より交流活動が深められるという研究実践をやっていただきました。その成果に基づき、連携・協働の教育を光市の学校教育の大きな柱としてこれまで進めてまいりました。

これにより市内5中学校区全てにおいて小中連携の取組をここまで積み上げてきたというところですが、このことから、光市においては一貫教育に踏み込んでいると認識しております。他県に小中一貫教育の視察に行きましたけれども、その内容を見させていただくと、光市が進めてきた連携・協働教育が、実は上回っていると思うぐらいに、もう既に小中一貫教育に入り込んでいるという実感がございます。この5年間の成果によって、平成32年度から小中一貫教育を行うと示しておりますけれども、既にその域に達し

つつあるということが成果として考えられます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。詳細にわたっての御説明でございますけれども、私どもも地域の方々とお話しいたしましても、今、おっしゃったような御努力が積み重なっていると思うんですけれど、やはり随分前はちょっと自分たちの地域は自分たちでという、小学校の分野ですけど、そういうことが往々にしてありましたけど、最近は連携教育が呼応していると思うんです。

やはり一緒に、御承知のように小学校にしても生徒数が違ってきますよね、また複式学級があったりしますので、そういう部分では地域の方々はやはり一体型のそういうことは、勉強というか能力がもっともつつよね、というふうなことを地域の方も御理解いただいているやに、私もいろいろお話するのにそういうこともありましたので、今後の展開を見ながら、モデル的と言うんでしょうか、光市全体をそういうふうにしていくという今御答弁もございましたので、よい形で地域の方々に御理解いただいて、子供たち、児童生徒の能力はしっかりと伸ばされるような形で進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

終わります。

○河村委員

34ページの小中一貫教育の柱を支える取組の中で、まず最初に6点目の学校間交流を可能にするバス等による移動手段の確立あるいは子供の移動を行いますという話なんです。もう随分昔に立野小学校が統廃合になったときに、周防小学校に行く立野地域の人については交通費を出そうとこういう話じゃったんですが、何年か前になくなったんです。地域との約束というのは、政策によってころっと変わってしまうのかという話。今回こういうことでやりました、バスもやりますよ、でもちょっと事情が変わりましたから自分でお金出しねと、こういう話になったときにどうとらまえたらええのかという、要は地域での安心感がそこへ入っていないとこういうことになるわけなんです。

その点については、どうですか、例えば周防小学校へ今通っておられた子供さんのそういう通学費の補助を打ち切ったとき、どのような形というか思いというか、聞かせてもらったらと思うんですが。

○太田教育総務課長

通学費の補助につきましては年次的に縮減をし、今は立野地区には通学費の補助をしていないという状況にあります。それにつきましては、統合のときに立野地区については通学費の補助を行うということにしておりましたが、それは、例えば通学路が少し危なかったりとかさまざまな要因がある中でそういう取り決めをしてまいったわけでございますけれども、最近においては通学路の整備をされておりますし、また市内広域的に見ますと、立野地区から周防小学校に通う距離以上の通学をしている地域もあるというこ

とを鑑みまして、市全体の通学状況を考えた場合に、やはりこの通学補助については縮減をしていくという方向性を決めたところでございます。

基本構想（案）のことで話をしますと、将来的には一体型になったときには、やはり通学距離が延びることもありますので、そこは状況によってはスクールバスの運行も考える必要はあろうかと考えております。ただ、平成32年度から始めます小中一貫教育において子供たちの移動については、それは随時的なことでありますので、業務を委託するのかあるいは市にあるマイクロバス等を活用して移動に供するのかというところは今検討中でございます。

以上でございます。

○河村委員

今の話を聞くと、要は、環境、その時々、時代の変化に応じて地域との約束もほごにするというふうを受け取れるわけ。地域との約束を守るか守らんかというのは、学校の特に4小1中というようなところで統廃合をしようかというときには、結構その約束事そのものが大きなウエートを占める。あんときはああじゃったがね、やっぱり結果的にはだめじゃったじゃと、こういう話をされるともう次の言葉が出てこないということが往々にしてあるんで、そのあたりのところはちょっとよく考えたほうがええと思います。そういう話をしていくときに、どう安心の担保をとっていくかということを考えておられるのか。地域は、わかりました、そりゃあ協力しましょうと言いながら、待つて、そうは言いながら、これは10年たったらひょっとしたらなくなるかもわからんと言うたら、自分らでほんなら学校行かんやいけんという状況が起こる可能性が出てくるちゅうことなんで、そのあたりの安心の担保をどうすりゃええんかなとこう思うんですが。要望にしちよこうか。

そしたら、4点目の小中一貫教育を支えるPTA組織活動の再構築ということで、具体的な話が何にもないんですが、何を思うちよってんですか。もう少し、ちょっと掘り下げてもらっていいですか。

○和田学校教育課長

4点目の小中一貫教育を支えるPTA組織活動の再構築という点ですけれども、現在それぞれの小学校にも中学校にもPTA組織がございます。小中一貫教育を32年度から行う場合、それぞれの組織の取組をすり合わせて、ともに活動できるものを見出していただけたらと思っております。これも、PTAという組織には任意団体ですので、教育委員会からそれぞれのPTAにお願いをするという形にはなろうかと思っておりますが、学校運営協議会、PTA組織等、この組織においても小中一貫教育の流れに沿った取組をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

流れに沿った取組というのが、PTA組織活動の再構築と、何か中身に踏み込んでい

ない。もうちょっとわかりやすうに、当たり前のこといね、ともに活動できるとか言うたって、そりゃ4小1中が一緒になるんじゃないから、新しいと言うんじゃないけど、今のPTA組織とか活動はどうなんじゃろうか。

○和田学校教育課長

現在は、それぞれの学校にPTA組織があり、学校教育を支えていただいているという認識がございます。例えば、学校行事等の子供たちの教育活動への協力など、達資金面にもまたマンパワーとしても支援をいただいていると思っております。また、それぞれのPTAが資質を高めるための研修等も行っております。

以上です。

○河村委員

そうすると、活動の見直しちゅうんじゃないなくて、継続と、単に4つの小学校が一緒になるから、あるいは中学校と一緒にいるから、そういう今PTAの再構築というんじゃないなくて継続と、同じような活動を継続というとりまえ方に聞こえるんですが。

これは、私が自分で感じちよるだけかも知れませんが、従前のPTA活動というのは、結構地域の父兄、要はPの話が、すごい活動的でいろんな行事をやっても積極的に入っていただいているという活発な活動があったわけですが、今、現時点でいうとそこまで活発な活動がない。随分おとなしくなったというか、要は仕事、両親ともに働いたりする機会がふえて、要は出てくる機会も随分減っているように思うんです。そうはいいながら、例えば、今、小学校や中学校の入学式、卒業式なんか行くと、両親あるいはおじいちゃん、おばあちゃんまで含めて莫大な数がおいでになっている。その割に普段の活動のときには活動的でない。そういったものを再構築しようかというその思いが出てきたんかと思うんですが、何かそんなところじゃない。

今、コミュニティ・スクールということで地域と声をかけていただくんですが、要は、Pが出てこんようになったから地域に代役を求めるというふうに、今とらまえられがちなんです。今までは、Pにお金も活動も支援をしてもらうところが先細ってきたから、今度は地域に求めるのがコミュニティ・スクールだというようなうがった見方ができるんで、要は学校現場そのものでコミュニティ・スクールのとらまえ方が一定していないのではないかなと傍で感じると。もうちょっと具体的に踏み込んだものを皆それぞれに載せていただきたいなど。結構、大変なんです、中身は。文章にして出すのは簡単なんです、実際にやるというのは結構大変な状況なんです。そのあたりのところも含めてもっと具体的に踏み込んでいただきたいというのが一つ思いです。何か、御意見があれば。

○和田学校教育課長

御意見ありがとうございます。

この小中一貫教育の柱として示していますものの具体的なことにつきましては、来年度から地域ごとに説明をさせていただくわけですが、その中で今までのPTAにおける

取組の経緯、成果等を踏まえて、特色ある取組にしていきたいという思いがございますので、こちらとしても考えをしっかりと受けとめて、PTAにおいても学校運営協議会においてもそれぞれの地域に合った取組が進められるように支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森重委員

読まさせていただきましたけど、やっぱり読めば読むほど非常に難しいと思います。けども、先ほどからいろいろ約束事とか、それぞれの学校のこれまでの成り立ちというものがあると思うんですけども、時代、時代の。けれども、今はその時代背景、少子化とかなかなか厳しい時代に入ってきたというふうな時代背景をどこまで共有できるかというところがないとなかなかこういう話が進んでいかないと思いますし、それをやっぱりしっかり説明をして理解をいただくというところからでないと、なかなかこの計画も、構想はできていますけど、難しいのかなとも思っております。

私がいろいろ読んでちょっと理解しがたい、難しいなと思ったのは、27ページなんですけども、ここに今後の少子高齢化が加速的に進むことが予想されている中で、義務教育の機会均等や水準の維持、向上の観点からもそれぞれの地域の実情においては最適な学校教育のあり方や学校規模を検討していくことが肝要と。集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力とか判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけるためには、一定規模の集団が確保される学校規模や学校のつながりの形が必要となりますということで、このあたりがちょっと全体的にこの構想の中の大きな一つの形なんですけども。

また、それに対して、やはり一方では、一定規模の集団が確保される必要がある、学校規模が必要だと言いつつ、また一方では、学校は地域のコミュニティの核としての性格を有しているのも、同時に地域にとっては未来の担い手である子供たちを育む場でもある。地域づくりのあり方と密接なここに関係があるということで。この2つの側面をやっぱり踏まえながらこの学校のあり方として地域とともにある学校づくりを進めていくということが、ちょっとなかなか難しいところなんです。

片や、今、光市が目指す中学校区を単位とした次世代型コミュニティというのは、これは中学校区ということなんです。あくまで、中学校区を目指す。しかし、今は光市の中には4小1中というそういう4小のコミュニティもあるわけですよ。やっぱり地域コミュニティ。それをその地域という定義を、その場合、4小あるところは中学校区の校区という定義で考えていいのかどうかということなんです。それが、今4つあるからたまたまそのコミュニティがあるということですよ。それを、でも次世代型コミュニティというのは中学校区なんだから、それは1個にして中学校区のエリアとして考えていいの。また、そこには人数的なものもありますから、やっぱりエリアだけではなくもう子供の数がいないというようになると、その4つの小学校というのが成り立つのかということで、そのあたりの問題が、ちょっと自分が読みながら、この辺のところをやっぱり理解ができないとなかなか難しいなというふうなことを感じるわけなんですけども。この地

域の定義ちゅうのは、今後、1小1中の場合はいいと思いますけども、4小1中の場合
はこれほどのように考えていくべきというふうに理解したらいいのかをちょっと質問を
したいと思います。難しいですね、これは。

○和田学校教育課長

地域の定義ということですが、例えば4小1中の地域が光市内に2地域ありますが、
今後、一体型の小中一貫型学校になったときには、中学校区が地域となり、同じく小学
校の地域にもなると思っています。現在の4小1中の地域と一体型小中一貫校になった
時の地域と違いはないと認識をしています。

○森重委員

答えになっていないというか、よくわからない、そこがわからないんです。

だから、一体型になったと、今の地域は地域で、難しく考えたらわからなくなるから
いいんですけど。要は、次世代型コミュニティ、いつもそこでわからなくなるのは、先
ほど言われたように、大和を出して悪いんですけど、大和は複式学級のいろんな研究等
もされまして、やはり研究成果を見据えて、その5校が一体となるような取組をしてき
た。それが、また全市に広げることによって小中一貫教育を、既にもう光は進んでい
ると、そのようなこともおっしゃったわけですけども。

コミュニティ・スクール、その辺がちょっととてもごちゃごちゃして難しいです。そ
こは、まず置きましょう。あんまり、そこが自分の中でははてな、はてな、はてなでち
よっと終わってしまったんですけども。次世代型コミュニティ、4つの小学校が一体型
になれば、4つの地域はなくなるのかということはない、それはよくわかるんです。含
まれたものでありますから、それは当然わかるんですけども。

この辺がとてもわからなかったところなんです。一つは、やはり、いろいろさまざま、
ちょっと複式学級のことは今回委員会としても視察をいたしまして、これがいい悪いと
いうのではなくて、光は今後複式学級の教育そのものをどういうふうに生かしていくの
か、それとも今後の持続可能という面に応じてどのように捉えてどういうふうにしてい
くのかということところが、一つはちょっと大きく、また一つわからないところなんですけ
ども。この今の問題を一つ探る手だてになると言ったらおかしいですけど、ほかの側面
から見たら、やはり今32年までに、今後各所管において固定資産といいますか、何ペー
ジでしたか、ちょっと忘れてしまった、何かどこかにございました。長寿命化計画のと
ころで、今ある一つ一つの物件ですよ、学校が今後どれだけ経費がかかっていくのか
ということで、トイレの問題とかそれから多様性に応じて今後よりよい教育環境のため
に一つの学校を維持していくためにはそれなりの経費がかかってくると、そういうこと
を今後32年までにちゃんとはいじき出していかなければならないというのが一つありまし
たけど。

そういうところからも含めて、いろんな意味でやはり光市の問題として、やはりこう
いう、もちろん学びが中心ですから、最も子供に一番ふさわしいところでこの教育とい
うのは考えていかなきゃいけないんですが、そのあたりのところも重ねて余計わからな

くなっているんですけど。

1点、ちょっとそこだけ聞いてみます。長寿命化のところをちょっとお聞きしたいんですが、11ページです。平成32年までに現有の個別施設ごとの長寿命化計画を策定しなければなりません。これは、教育所管のほうでされるのでしょうか。

○太田教育総務課長

文部科学省のほうから通知が出ておりまして、学校施設に関しましては平成32年度までそれぞれの長寿命化計画を策定することというふうに通知が来ておりますので、32年度には策定をいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

要は、一つ複式学級に対して言えば、この少子化の中で主役である子供、学びを第一義に考えたその中で、今度は複式学級のあり方が、ちょっと私たちはなかなか素人ですからわからないところもありますけども。やはり、先生方のそういうお考えとか、またその子供を持つ保護者のやっぱり教育環境に対する思いといいますか、そういうところを本音のところをやはりしっかり今後聞き出していただくといいますか、そのあたりを視察に訪れたところでは、やっぱり地域の意見とその子供を持つ親の意見というのは、本音のところではいろいろな差異があるんだということで、それを一緒の場でそういうことを聞こうとすればなかなか本音を言いだせないままの会で終わってしまうけども、やはり分けて、実際にいろんな本音のところを聞いていくと、地域の意見もありますけども、保護者の子供を育てている親の意見が大優先だということで、これは長狭学園でしたか、あそこではそういうふうな、今仲山さんも言われましたけども、そのような視察の先もございました。そういうところでやっぱりいろんな複合的に考えていって、そこは一体型ということでやられていましたし、また、草加市は複式学級は絶対解消する、そこはもう子供が多いんですよ、かなり多いんですけども、今後そういう学級が出てくるという、行き先ですね、そういうことで複式学級だけはやっぱり避けていくことがもう大前提の考えであったということもございましたので、私たちもいろんなところに視察に行って、ある程度、光市の今後のあり方というのはどういうところを基本に、複式を考え、また4小1中を考えて、また次世代、今のコミュニティもどういうふうに考えられるのかなということを私も頭の中で考えて、今ちょっとまとまらない意見にはなっているんですけども、いわゆる学力だけでいえば、塾と学校の違いというのはあると思うんですよ。集団でいろんなことを学んでいく、人間的な生きる力なんかも集団という数多くの中で物言わずとも自分たちがその感覚で覚えていくというふうな部分もございますので、そういうことで先ほど言った、この27ページに先ほどお答えいただきましたけど、いろんな集団的なそういう力が必要で、今後そういう方向が、ある一定規模の集団が確保する学校規模や学校のつながりが大事なんだというふうな文言にもなってい

ると思います。ただ、それを今は4小間交流とかいろんところで補いながら問題なくやっているという御意見なんだと今感じましたけども、そのまた片やでは、今度はそういう公共施設のあり方、また本当に今後そういう快適な学校の教育環境を維持する中で、多くの学校の校舎を本当に維持できていくのかという問題もやっぱり私たちは議会ですから考えなきゃいけないので、そういうものを混ぜ合わせながら、ちょっと今質問させていただきました。難しいですけどね。

質問といってなかなかちょっと、複式学級の今のお話はちょっと休憩中でありましたので、そのお考えだけちょっとお聞きしてもいいでしょうか、再度。複式学級に対する光市のお考えといたしますか、それだけちょっとお聞きします。

○和田学校教育課長

複式学級、いわゆる小規模校の光市としての考え方ということですが、小規模校のメリットはあると認識しております。

まず、個に徹した教育ができるということです。塩田小学校の運動会を見に行ったときに、児童よりも多い地域の方々が集まって、ともに運動会に参加されていました。その光景を見させていただいたときに、やはり一人一人の子供たちが見守られ、多くの方々から支えられて育っている教育環境であるという印象を強く受けました。

一方、光市で一番大きい学校は浅江小の運動会へ行きました。我が子がどこにいるかなかなか見つけることも難しい運動会であったと思います。ただ、そこでは子供同士の社会性、コミュニケーション能力というものは育つ教育環境であろうと思います。小規模校は小規模校なりの、大規模校は大規模校なりのメリットがあるという認識をしております。

適正規模、適正配置の視点だけを切り取ったときには、やはり小規模校のデメリットがクローズアップされますけれども、現在、複式学級等で行っている小規模校の中で育っている子供たちは、そのメリットを最大限生かした教育が行われているものと認識しています。そこで、小規模校のデメリットを少しでも最小限にするために連携教育を行ってまいりました。先日も岩田小の5年生、6年生の教室に大和地域の全ての5年生、6年生が集まって、道徳の授業をやっている状況も見ましたが、そのときには塩田小や東荷小の小規模校の子も一緒に笑顔で学びをしておりました。

このように今までも小規模校のデメリットを補うような取組をしています。それをより計画的に効果的に行うものが小中一貫教育であろうと思います。その先に児童生徒数の減少が進むことも考えられますので、一体型という道筋が最終的なゴールと考えております。小規模校のメリット、デメリットをしっかりと精査しながら、この小中一貫教育というものを進め、将来的には一体型に進めていくという考え方が、この基本構想の中に含まれていると御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。平成の大合併もそうですけど、やはり相対的にやはり個々のなものに

目を当てれば、やはりそれはすばらしいことですし、利点もあるし、今お聞きしたらなるほどなと思いますので、これは今からそういうところで議論を進めていく視点であるということで理解をいたしました。

以上、私の質問を終わります。

○田邊委員

29ページ、30ページをお願いします。小中連携教育から小中一貫教育へのアプローチということで30ページに系統図がありますけど、小中一貫教育のほうの教育系統図と思われるんですが、小中連携教育のときの系統図は、この中でどの部分が変わったとかちゅうのはあるんですか。小中連携の教育の時点ではこれだけいろいろあるじゃないですか、この組織が。そういったところがわかりやすく、小中連携教育のときはこの系統図ではこういうであったよというのを説明してもらいたいと思います。

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。

まず、30ページの図について御質問がございましたが、こちらが連携といいますか、コミュニティ・スクールの図になっておりまして、先ほど話題に上ってございましたが、次世代型のコミュニティ・スクールという形です。こちらはどちらかといいますと、連携になっています。しかもこれはコミュニティ・スクールとしての連携を出しております。

一貫に関しましては、わかりやすいのが38ページに一枚にまとめた絵図がございます。そちらの下半分の組織として、詳細は載せておらないのですが、わかりやすいのではないかと思います。一貫になりましたら、例えば上の、それぞれの小学校同士が協力して協働して一致した学習を進める。そして、それが中学校とも結びつくという形です。それから、先ほどから話に上っております将来の姿としまして、下の図になるということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。よくわかりました。

30ページが連携のほうで、小中一貫のほうは38ページに詳しく書いてあるという形ですね。それで、30ページなんですけど、これだけ組織があるんですけど、この組織の中でいろいろな意見が出たと思われるのですが、そういったもののいろいろ集約したところとか、問題点がどういうふうに解決に至ったとか、そういったところがもしあればこの場でちょっと紹介してもらいたいと思います。

○奥屋学校教育課主幹

それでは、30ページの図をもとにして説明をさせていただきます。

こちらの、先ほどから申しましておりますコミュニティ・スクールの図ですが、それ

それ、上のほうに、小学校中学校とあります。コミュニティ・スクールでございますので、それぞれの学校の学校運営協議会で話して、いろいろな学校課題の解決を図っております。まず、それぞれ学校で職員、それから保護者、先ほど話ありましたPTAの組織、それと学校運営協議会で話をして課題があればそこで解決する、またそれぞれの学校運営協議会で中学校区でどのような連携を進めていくかというのも話し合われます。それらが合わさって、合同学校運営協議会で話を進めますので、何回も何回も意見が練られて高まっていくということで、課題があるというよりもこれが一つの一致した方向になっております。目指す子供像というのを基本の上に入れておりますが、こちら中学校区で話し合いを重ねて、15歳のときの子供たちの姿はこうあるべきだということを決めている、こういうことも現在行っているところでございます。

以上です。

○田邊委員

よくわかりました。

平成28年3月に、光市の小学校の将来のあり方のこの基本的な考え方というのがあるんですけど、これは3月の資料なんですけど、これで問題点が今言う中学校区で15歳児の目指す子供像の設定ということで、もうここでは子供像が確立されたという形で捉えております。そういったところで中学校区での15歳児の目指す子供像はわかるんですけど、幼少期の小学校1年生とかそういった児童に対してのこういった一貫校になったりする場合の今の教育のあり方が違ってくる点とかというところがあれば教えてください。もしなければ、今までどおりの教育の教え方というところで変わらないならそれでよろしいんですけど、何か変わる部分があるというのなら、そこを今ちょっと教えてもらいたいのではよろしくお願いいたします。

○和田学校教育課長

小中一貫教育に移行した際、大きく変わる点とすれば、やはり1年生に教育を行う教員の意識が変わると思っています。小学校の教員は、6年間で小学校教育は完結するという認識で今まで教育に携わってまいりました。ただ、その連携・協働教育の中で小学校教員も15歳の姿をイメージしながら、教育を進めていますが、今後一貫教育になったときに、9年間の教育課程をつくりますので、1年生の算数のこの時間は中学校2年生、3年生になったときにはここにつながるというように、系統性を意識した1年生の算数が教育できるという期待をしております。つまり、同じ足し算を教えるにしても、小学校教育6年生で終わる算数を教えるのか、15歳までの数学の最終ゴールをイメージして教えるのかという教員の意識が違ってくるので、子供に対する働きかけであるとか、授業の組み立て等が変わってくると期待をしております。

以上でございます。

○田邊委員

よくわかりました。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○中本委員

小中一貫校を目指しての基本構想案ができ上がりました。ちょっと一つ、県内の状況がわかればちょっと教えていただけますでしょうか、一貫校について。

○和田学校教育課長

県内の小中教育一貫校の取組についてですが、正確な数は現在、持ち合わせておりませんが、萩市におきましては、特に隣接型や一体型の小中一貫型学校を設置したと聞いております。

また、岩国市においても、今後、小中一貫教育、そして一体型学校を設置するという情報も聞いております。

県内地域ごとに課題がございますが、その解決に向けた小中一貫教育、または一貫型学校の取組が進んでいると認識をしています。

以上でございます。

○中本委員

萩市で既にもう設置したということです。岩国も一貫校について一体型を今後検討していくという状況だというふうに思います。

一貫校、ずっとこれ読ませていただきました。しっかりいろんな中身がよく仕上がっていると思っております。ただ、光市が二学期制を取り入れまして、既に教育については先駆け、すばらしい教育をしているんだなということを県内にもアピールをいたしました。なかなかこの二学期制が県内ではうまくいってないという状況であります。光市はスムーズに二学期制を取り入れやってきたことは非常に大きな成果があったと私は思っておりますが、今後の進め方、スケジュールにおいて、もう32年度の4月1日からスタートということですので、あと2年間、2年しかありませんね。その中で38ページの小中一貫教育の柱を支える取組、先ほどもありましたように、相互乗り入れ授業、あるいは教職員のいろんな配置、それからPTA組織の問題、バス等によるスクールバスの問題等々、たくさんの課題があります、検討課題がね。それを含めてこの2年間でどのような形でうまくスタートできるようにというのを、お聞きしたいと思います。

○和田学校教育課長

委員仰せのとおり、あと2年という限られた時間ですので、それに向けて、まず、教育課程をつくっていくことが大きな仕事であると思っております。新学習指導要領が示され、それに基づいて来年度から徐々に着手し、平成31年度には大まかな方向性が示されればと考えております。これにつきましては、やはり学校教職員の協力も得なければいけないと認識をしております。また、先日の小学校、中学校の校長会におきまして、教育課程作成については提案をさせていただいたところです。

また、相互乗り入れ授業については、実際既に行っている学校もあります。例えば、

中学校の体育教員が小学校に行って体育の授業をすとか、小学校の教員が補助的な立場、いわゆるT2という立場で中学校の数学の授業に入るなどの取組がありますので、それをもう一度、年間を通じて計画的にできるような仕組みもつくっていかねばいけないと思っています。

また、2番の教科等の合同研修、これにつきましても連携・協働教育を進める中で、既に合同で研修をする場も設けていますので、今の取組をさらに精度を上げていくということです。

同様に、3番の教科担任制も既に行っている学校もあります。小学校5、6年生で同じ教員が算数を全て教えるとか、国語を教えるというような取組をしています。この取組をどう広げていくかというところが、この2年間の課題だと思っています。

また、先ほど御指摘いただきましたPTA組織、これもまだまだ研究の余地がありますので、これも考えていかねばいけないとも思っています。

また、大和地域等で行っている小小連携では、マイクロバス等の利用をさせていただいていますが、学校が使いたいときに使える、そのような環境をつくっていかねばいけないとも思っていますが、学校がどのようなニーズを持っているかというあたりをしっかりと情報を得て、そのニーズにどう応えていくかというあたりは、2年間でやっていかねばいけないようなことだと思っています。

以上が今後32年に向けて行っていかねばいけないと考えているところです。

以上でございます。

○中本委員

重複した質問でもありましたが、この2年間で多くの課題がありますので、32年度からスムーズにスタートできますようお願いをしておきます。

一貫校を光市でも設置されることは教育の大きな変化だというふうに思っておりますので、ぜひスムーズにできますように期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○田中委員

委員会としてテーマにしながら学校のあり方とか、一貫教育という部分で市内視察、市外視察も含めていろいろ研究しながらやってまいりましたので、私の所感にはなるんですけど、入れながら質問させていただけたらと思うんですが、一貫教育についてはいろんなタイプが実際、全国的にも見てありました。10年よりも前から施設の適正規模、適正配置という視点でまあ半ば強引にやっているようなところもありましたし、ちゃんと保護者たちの同意も得ながらやっているところもありました。そしてまた、これは私の所感なんですけど、地域によっては人口がふえている町で、どっちかという地域コミュニティがない中で、スクールコミュニティ的な学校を核として幼保小中連携して、その中でコミュニティづくりにも進んでいこうというようなものを感じる市もありました。いずれにしても、やっぱり聞いていく中で、光市が歩んできた教育の道というもの

はやっぱり誇れるものなんだと外を見ながら思ってきたわけですが、その中でちょっと質問させていただくのが、14ページ、先ほど林委員のほうからちょっと質問がありました、大和のほうで取り組んできました22年度、23年度と取り組んできた小中連携教育実践研究がスタートとして歩みとしてあったのではないかなと思うんですが、そこからやっぱり発展的にコミュニティ・スクールにもつながって、今の自然な流れでの連携教育というものに進んできたと思います。そこが私の中では、やっぱり光市の教育として大切なところだろうと思っておりまして、今までの議会の中での教育長の答弁の中でも、小規模校のよさを生かした教育を歩んでいくんだということがあったかと思います。その歴史があって今に至っているという部分で、先ほど森重議員のほうからもありましたけど、複式学級の部分の辺もありました、その辺は、でも光市として選んで歩んできたんだということがこの中で余り触れられていない部分があるんですよ、小小連携も含めて。そのあたりはどのように考えていらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

○和田学校教育課長

小小連携の取組、また複式学級の取組の成果等がこの基本構想の中に位置づけられていないという御指摘ですけれども、この基本構想をつくるに際しまして、一貫教育の一体型学校をつくっていくという方向性を示すという中で、小小連携を具体的に明記するという事は論を立てていく上で必要ではないという認識のもとに、ここには明記していないところです。複式学級も当然、大切に教育を行っていますが、ただこの基本構想の中に入れ込むということは、小中一貫教育という論を展開する上では差し控えさせていただいたところです。

○田中委員

わかりました。私たちも議員としていろんなこととお話を聞いているので、やっぱり光市の歴史としていろいろ取組ながらそれを発展的に今に至っているという部分はもちろん理解しているんですが、一方、一般的な市民の方たちにとっては、今回、何か降って湧いてきたような話じゃないのかというような誤解を招いている部分もありますので、今後説明の中でそのあたりも丁寧に進めながら発展的に取組んで、今の目指している姿が生まれてきているんだということをしっかりお伝えしていただけたらと思います。

それで、この基本構想ができるまでにかかなり内容の濃い話し合いを進めながら取組んでこられたので、これはちょっと要望にしますけど、この中に委員名簿と策定経過の部分の辺が載ってないので、ぜひそれをつけ加えていただきたいのと、もう一つは、先ほど移動手段の確保という部分でスクールバスとか光市のマイクロバスを使うというお話もありました。小中一貫教育、施設一体型になるとやっぱりその足の確保という部分がものすごく必要になってくるんですが、これも私たちやっぱり議員としての視点で考えると、どうしても教育所管だとスクールバスという視点になってしまうんですが、これどこの町に行っても、ものすごいコストがかかって大変になってしまうというのがあります。ただ、まちづくりとして考えると、子供たちの通学のためだけの足に使うんじ

やなくて、今コミュニティ交通というものが必要になっている地域もありますので、そういったものと兼用して使えないかっていう、まちづくりとして考える手法もありますので、そのあたりは教育のほうの小中一貫、施設一体型っていうものを契機に町自体がやっぱり発展的に進んでいくってところを、教育所管だけではなくて、いわゆる市長部局ともいろいろ話をしながら描いて、住民たちにとってもこの教育の方向性が町にとって明るい未来を描くんだというところをぜひ示していただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：なし

②光市教育振興基本計画（案）中間報告

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

恐らく多岐にわたってこの中にいろんなことがまとめてありますので、何を聞いてもいいのかなとか思うちょるんですが、一番気になっちゃったのが、要は幼児教育というのは、いやいや、子ども家庭課でと、こういう意味じゃなしに、今度無償化になるというその話の中で、恐らく幼児期をゼロ歳から3歳、あるいは4、5、6というような分け方をして、そういう中で保育料、あるいは幼稚園のお金、経費を無料にしようとかいうことだと思ってるんですが、幼保と小学校との一貫的な教育を含めて、どういうふうに、やっぱりここに載っているように教育と保育とは全く違うんだと思うんですよ。だから教育としてどう捉まえておられるのか、あるいは今回のその無償、まあ先の話じゃから今すぐどうこうというわけじゃないでしょうが、無償という中で何かこう考えてみると、将来その幼稚園の義務教育化とか、そんなものまで視野に入ってきてそうな気がするものですから、今の幼児教育とそれから無償化についてちょっとお尋ねをさせていただいたらと思います。

○和田学校教育課長

幼保小連携の教育について、私のほうから御説明をさせていただけたらと思います。

御存じのとおり、幼稚園には幼稚園教育要領、保育所には保育所保育指針に基づいて教育、保育が行われています。幼稚園教育要領も改定され、先日もやよい幼稚園に文科省の調査官も訪問されました。今、そのやよい幼稚園・三井小学校で、幼小連携の研究が進められています。三井小学校の教諭が1名1年間、やよい幼稚園で研修をしております。その状況を文科省の調査官が来られ、指導も受けたところです。

その調査官の講話の中に、光市が進めているつながりを大事にした連携教育をすごく評価していただきました。当日昼休み、やよい幼稚園の園庭で三井小学校のさまざまな学年の子と一緒に遊んでいる様子や、ちょうどドッジボールを幼稚園児と小学生がやっていた状況を確認されて、すばらしい取組であると評価をいただきました。今、やよい幼稚園と三井小学校という部分だけではありますが、光市内においても同じように幼保小連携の取組をしているところです。

幼稚園教育要領、また小学校の学習指導要領ともに、つながり、連携というのはキーワードになっていますので、光市が今進めているものは文科省の考えと同様な取組であると認識をしています。

今後もやよい幼稚園、三井小学校の取組を中心に、光市の幼保小の連携を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○太田教育総務課長

御質問の中で無償化のことであったり、将来、幼稚園の義務教育化の件についての少しお尋ねがありました。

この幼稚園の無償化のことにつきましては、議論が始まったところでありますので、その動向については見据えていく必要があるというふうに考えております。また、まだまだ具体的な中身が見えてきておりませんが、仮に光市が対応すべき事項、ケースが生じた場合には、その対応するところが教育委員会になるのか、あるいは補助執行として事務を進めております福祉部門のほうが事務を取り扱いをするのかわかりませんが、そういった光市が対応しなければいけないような事案については、それぞれに適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

今、補助執行というその話があったんですが、自分のところの管轄でないちゅうのは、福祉でいえば厚生労働省とこういう上部団体にかかわるものですから、どこまで起動力といいますか、そういうものが幼稚園行政で生かされるものかなという一つの心配を持っています。特に、たまたまこの間、公園の管理の中で今都市整備のほうで皆、児童公園も都市公園も皆一緒に管理しよるんですが、何かやろうと思ったら、都市整備の要は補助事業、補助メニュー等を生かしたところから始めるのいね、当たり前よね、それは。自分の得意なところ、あるいは得意なベースの中でそういうことを考えるんじゃないから。だから保育園についての当然ベースを持ちよるから、保育からいろんなものを発想して取り組むという格好がどうも多くなりそうな気がする。文部科学省の考えにいち早く取り入れることができるかというちょっとした不安があるんで、そのあたりのところはしっかり御検討いただいたらと思います。

さっきの幼稚園と小学校の連携ということで、さっきのところでもちょっと関係があるんですけど、小学校と中学校の連携という中で、中学校の先生からすると、小学校で

悪い子は悪い子よね。要はいろんな意味合いで悪い子はその中学校へ入っていくのに、知らない先生、今まではどうも新しく中学校へ入ると知らない環境の中で知らない先生にというのがなくなってよかったと、こういう話が聞く機会があったんですね。何で今までそんなことができんかったんかなという、ちょっとした思いはあったんです。別に小中連携になろうがなるまいが、そんなことは同じ校区内であれば、あって当たり前だと思うんですけど、意外につながりちゅうのはできにくいものなんだなと。今、幼と小のつながりという話があったんで、そういうものは必要なんで、そうすると保育園と幼稚園、幼稚園の場合は特に学校区を関係なしに集めてますので、どこまでそういうものができるのかなと思ったりするんですよ。何かそういったものを積極的に考えていただくことはいいことなので、小学校とのつながりというものも、何かの範囲内でそういう連携が持てるようなやり方があったら、ぜひ御検討いただいたらと思います。

それから、7ページの地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進というところで、前にも言ったことがあると思うんですが、地域行事への児童生徒の主体的積極的な参加をということで、随分積極的に参加をしていただいて、ある意味では助かっておるんです。地域では、私が話をするのは、地域力を阻害をするようなやり方はいけませんよという話は皆さんにしよるんです。コミュニティ・スクールちゅうのは地域とのいろんな交流を含めてやるんで、じゃ何が地域力をと、こういう話になるんです。さっきのコミュニティ・スクールそのものの捉まえ方が個人個人で結構違う面がまだたくさん残っているんで、そのあたりのところをしっかりと整理をしてほしいなど。

一例ですけど、この間も中学校で認知症のことをやったんです。学校に必要なことなら、学校でやったらいいかなと。地域の行事を中学生と一緒にやるということが、いいとか悪いとかちゅうんじゃないです。どっちが主体的にやったほうがいいのかという、そこがどうもコミュニティ・スクールとそうでない違いじゃないかなと思うんです。よう地域でいろんな行事をやる時に中学生に手伝ってもらおうと、最近皆、年をとってきたんで、子供らが重たい物を持ったり、こうやってくると、すごい助かるんですよ。助かるんですが、それを3年、5年って続けたら、地域の人はやらんようになるんですね。やっぱり学校のものと地域のものとはこういう区別をして、地域の中に入って中学生として中学校としてやることは大切なんですけど、地域を皆丸のみしてしまうと地域力が弱くなる。そのあたりのコミュニティ・スクールそのものの考え方をちょっと整理をしておいていただくと、今後すごい役に立つような気がするんで、お願いをしておきます。

それから、学校の先生の研修というのが一番、この中にもあったんです。自分は免許は持ってないけども、ほかのができるとういう面、できるんですけど、本当にできちよるかどうかちゅうのは別の話じゃないですか。それをじゃ誰がという話になるわけです。やったらいいよというのは、例えばそういう研修会で先生の中でお互いが切磋琢磨する中で、そういう指導をする機会があって、もう、じゃ免許皆伝しようやというんならまだ話はわかるんですけど、そうでないケースでも、体育の先生に、あんた、数学やりいという話は、どうもちょっと乱暴なような気がするんです。その研修の機会というのはしっかりとつくっていただいて、特に今度、小中が連携をするといったときに、免許

の関係も当然出てくるので、整理をしていただいたらなど。視察に行ったときに、結構皆、6・3を4・3・2とか、今つくりかえてこういろいろやっておられるので、そのあたりについてもしっか形を含めて、早目早目の対応をとっていただくと、すごいスムーズにいくような気がするんでお願いをしたらと思います。

この項はこのくらいにしときましようか。

○田邊委員

今の基本計画中間の、28、29ページをお願いします。

少し気になったところなんですけど、29ページの家庭教育支援チームの設置の近況値がゼロチームで、目標値、平成33年は5チームということになっております。この辺のところの説明をお願いします。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

家庭教育支援チームの内容について説明させていただきます。

今年度から取組んだところがございますが、29年度につきましては、モデル事業という位置づけの中で、島田小学校区に拠点を置いた家庭教育支援チームを設置しているところがございます。そのメンバーにつきましては、主に地域の人材を活用するというところから、元小学校長でありますとか、学校運営協議会の会長とコミュニティ・スクールのメンバーを中心に構成をしているところがございます。

それで、今御質問の1チーム以上ということは、今年度、1チームをつくりまして、基本的には、各中学校区に1個という思いでいるところがございますが、その方法として、今ある1チームを全体に広げていくのか、それとも各校に1個ずつということで5つにするのか、ちょっとそこのところをまだきちっと確定していないところもありますので、当面、最低1チームというところが県からの指導でございましたので、5チーム以上という表現にさせていただいているということがございます。

以上でございます。

○田邊委員

今後とも検討して、5チーム目指して頑張ってください。

以上です。

○河村委員

昔やったら生涯学習で子供会や何かも入っておりましたが、どっか書いちゃるところがある。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

子供会という具体的な明記は、33ページの基本施策の方針というところに、子供会などの社会教育関係団体という、育成ということで書いてあるように、それを中心に子供の、と、それから隣のページのところに子供会等の育成ということで記載がなされて

いるかと思えます。

それから、34ページにかけてが、そういった青少年健全育成活動ということでの取組になっております。

以上でございます。

(2) その他（所管事務調査）

その他

質 疑

○仲山委員

お尋ねします。

以前の委員会での質問でさせていただきましたけれども、大和民俗資料館があります。あれが、予定では2年後ぐらいでしたっけ、解体予定だったかと思うんですが、もうそろそろ資料をどうするかという話が、協議中だったという話でしたけども、もうそろそろ方針が決まりましたかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

以前、御質問いただきました資料館の資料につきましては、改めて再整理等を行いまして、市内各施設に移管可能なものにつきましては、移管することを検討を今しているところでございます。

また、寄贈者から返却を希望された資料については、何らかの対応ということも必要であるかなと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

市内各施設へということですが、どういったところが対象と考えられているんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

資料につきましては、文化センターへの一部移管のほうを検討しております。そのときにあわせて常設展示への活用等も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ほかには、例えば、ふるさと郷土館とかという意味ですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

そちらのほうも候補には上がってくるかと思えます。

以上でございます。

○仲山委員

今、文化センターのほうに移管して、展示のほうに利用したいというお話伺いました。文化センターの資料の展示としては、常設展示が恐らく対象かと思うのですが、文化センターの2階の常設展示、歴史民俗展示というんでしょうか、その部屋と自然環境展示とでもいうんでしょうか、光市のそういうものを展示している常設展示がありますけれども、どうも余りこう、どういうんでしょうか、余り頑張ってやっているようには見えないというところもありまして、今の利用状況はどんなもんなのか、ちょっとまずお尋ねしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

常設展示単体での見学者集計というのはいたしておりませんが、センター全体の入館者数は1年間で約2万人、会館日に対する1日当たりの入館者数にしますと、約70人となっております。

○仲山委員

多分、2階の常設展示の人数はそれ単独では多分数えていらっしゃらないとは思いますが。

例えば、学校からの見学というのはどうなんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

市内の小学3年生の児童による見学がございます。見学の対象は、昔使用しておりました米づくり用具などのほか、普段の暮らしにおける生活用具等を見学していただいているところでございます。

○仲山委員

そのあたりで、多分、大和民俗資料館のものも活用可能かということなのかなとは思っています。展示に活用できるものもあり、活用できないものも、大和資料館のものには、活用できないというか、とりあえず、今、展示に供さないという意味で収蔵するというものもあるかと思えます。新しく入ることもありますんで、以前、お願いしていましたが、整理が、これを機会になされるといいかなと思えます。

あと、常設展示の内容ですけれども、今度その大和の資料館からのものが入るのを機会に、内容を整理されてはいかかと思うのですが、私が見たところ、どうも雑然とした感じで、光市の、先ほどおっしゃった、かつての暮らしであるとか、米づくりであるとか、そのあたりと歴史をたどっていく展示がこう交錯しているような展示の状態になっております。

また、自然のほうの展示のほうに関しましても、標本が大分劣化してきているようにも思えます。リニューアルといいますか、展示を改めて見直すというか、そういうお考えはありますでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

展示については、委員の御指摘のとおりの部分もございますので、先ほど大和の部分のところでもお答え申し上げましたけれども、今回の民俗資料館からの移設の際に、一定の整理というのを行う必要があるかと思っておりますので、それとあわせて可能な範囲で行っていくべきものではあるかと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

お答えありがとうございます。

文化センターのことなので、一緒にお伺いしようかと思うんですけども、文化センターの収蔵品、資料の中に美術品といますか、絵画であるとか、版画であるとか、いろんなものが、美術品の範疇に入るものがたくさんあると思います。これ、収蔵の状況といますか、博物館的な意味で、美術館的な意味というか、その収蔵機能として収蔵室は例えば温度、湿度みたいなもの、管理ができるようなところでの保管になっているのでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

資料や絵画等の整理につきましては、収蔵品リストをもって管理しております。また、保管につきましては、特別収蔵庫では、夏の期間でございますが、そちらを主として、空調により、気温20度、湿度60%を目安に保管しておりますが、その他の資料の保管につきましては、いわゆる倉庫棚等での保管となっております。

その場合におきましては、直接紫外線が当たらないことや適度な湿度の中で保管できるよう、留意はしておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。美術品等については、夏場の湿度、いわゆるカビが発生しやすい時期ですね。その管理ができるようにしてやっていると。だから、年間通して、空調できているというほどまでには至っていないということですね。はい、わかりました。

あとは、民俗資料のほう、今おっしゃったみたいに、オープン棚に置いてあります関係で、大変こうほこりがひどうございます。その当たりも今回の整理に際してクリアできるといいなというふうに希望します。

次に行ってもいいですか。同じく教育委員会の所管だと思っておりますのでお伺いします。

市民ホールのトイレのことです。ちょっと年配の女性の方から、女子トイレはたくさん並んではいるものの洋式は1カ所で一番奥にしかない。高齢者が多い催しのときに集中をして大変困ったという話がありました。これも、市民ホール、まだまだ使うのだとすれば、改善をできれば考えていただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

市民ホールトイレに関しまして、女性用トイレにおける混雑については、利用者から集中して困るという声はお聞きしているところでございます。

現状は、市民ホールにおける運用として、イベント開催時等に女性用トイレが混雑した状況となった際は、大ホール側の男性用トイレを一時的に女性用トイレとして利用してもらおう等の対応を行っているところでございます。

それから、市民ホールのトイレの状況でございますが、今、大ホール側のほうの女性用トイレに洋式が4基、別途ございますので、ただ、不足はしておるといふふうには思いますので対応等も、今後考えていく必要があるかと思えます。

以上でございます。

○仲山委員

済みません。女性用トイレ、入ったことがないものですから、大ホール側のほうは確認を、どちらもですけど、確認には入っておりませんで、話だけでしたので申しわけありませんでした。方針はお伺いしました。

次に、学校図書館のことをちょっと確認をしておきたいことがありまして、お伺いします。

というのは、塩田小学校のほうに視察にお伺いしたときに、学校図書館の部屋に案内されました。初めて入ったわけですがけれども、蔵書数が、おやっと思うぐらい少なかったです。それで、というのは、室積小学校あるいは室積コミュニティセンターのやまびこ文庫、あのあたりの蔵書量から比べると、かなり少なく見えたんですが、各学校の蔵書冊数について、それから先ほど報告、あれの中にもありましたけれども、学校標準というものがあると思うんですけれども、それとの関係についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○太田教育総務課長

まず、学校図書館の所蔵冊数の件でございます。29年度当初の学校図書館の数で言いますと、小学校の計で9万2,489冊となっております。個別に数字を言いますと、浅江小が1万3,030冊、三井小が1万74冊、先ほど御案内のありました塩田小につきましては4,615冊というふうになっております。

中学校につきましては、全体で4万7,505冊ということで、参考までに光井中学校の数を申し上げますと、8,735冊という状況でございます。

それと、もう一点、学校の図書標準のことについてのお尋ねがございました。

学校図書館につきましては、確かな学力や豊かな人間性を育むために、まず、図書活動の拠点となること、それと、言語活動の充実と授業の内容に沿った資料の整備や学習支援を行うこと、また、情報活用能力の育成の支援をすること等の役割を果たすことが期待をされているところであります。

こうした役割を果たすために、国におきましては、先ほどありました、学校図書標準というのを定めております。この図書標準は、小学校、中学校ともに、その学級数によ

って蔵書の冊数を定めているところであります。

ちなみに申しますと、小学校で、例えば4学級であると4,040冊、16学級であると9,560冊が基準となっております。中学校においては、4学級で6,080冊、16学級では1万2,640冊という基準がございます。

光市における図書標準の達成度でございますが、小中合計で107.8%ということで、合計ではこの図書標準を十分に満たしているところであります。これも参考に申しますと、浅江小では103%であったり、三井小では115%であったりします。中学校においては、光井中が103%であります。中学校においては100%に届いていない学校も現状としてございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。若干届いていないという学校もあるということで、それは、今後、図書標準を満たす方向で考えていらっしゃるのだと思います。

ただ、本との出会いということを考えますと、やはりクラスが少ない学校は、冊数そのものが少ないということは、学校の図書館では本と出会う機会が多少少なくなる、その分は図書館に行ってくれという話かもしれませんが、ある程度、図書館標準をクリアするだけではなく、少し努力をしていただけるようなら、少ないところほどふやしてあげられたらいいなということを希望します。

また、学校の図書館の本を選んで購入するということがあるかと思えます。その判断はどのようになされているのでしょうか。

○和田学校教育課長

学校図書館におきます選書、図書購入につきましての御質問ですが、各学校ともそれぞれの学校のニーズに合った本を選ぶように努めています。学校で新刊本を展示したり、教職員や児童生徒が実際に本を手にとって購入する本を選ぶ選書会というものを実施したり、または学習で必要な図書として教職員の要望を聞いたり、学校図書館担当教諭や図書指導員が図書情報をもとに選んだりする場合などがあります。購入する図書を選ぶ機会を設けて購入しているところです。

以上でございます。

○仲山委員

ということは、各学校で選書されていると、市全体である程度、そのうちのある程度の割合を市全体で選んでいるというわけではないんですね。わかりました。

あと、本はやはり劣化するとか、傷んでくると思えます。廃棄の判断というのは、今はどのようになされているのでしょうか。

○太田教育総務課長

廃棄の判断についてでございますけども、廃棄につきましては、主に司書教諭と図書

指導員が本の状態やその記述の内容等を勘案しながら、廃棄を決めて処分をしております。

以上でございます。

○仲山委員

おおよそ、多分、購入との割合でも決まってくるのではないかとは思いますが、廃棄処分される、その本の処遇といたしますか、どのように処分されることになるんですか。というのが、市の図書館では廃棄する本の中の、全部ではないかもしれませんが、市民に提供するというようなことを行っていたりしますが、学校図書館の本に関しては、そういうことはいかがなんでしょうか。

○太田教育総務課長

学校図書の処分をしようとする本につきましては、リユースできる状態じゃないというか、かなり古くなっておりますので、リユースできる状況ではない、あるいは記載の内容が時代とともに変わってきているのでリユースとしては活用しておらず、資源ごみとして処分をしている状況でございます。

○仲山委員

わかりました。それだけ劣化するぐらい使われているということなんだと理解します。あとちょっとこれ、授業との連携のことを考える上で、ちょっとお聞きしておきたいことがあるんですけども、学校図書館の学校内での担当者として、私どもが耳にする言葉として司書教諭であるとか、図書指導員あるいは図書館指導員、何かそういった言葉を聞きます。実際には、どういう役目で、どういう名前で、正確にはどうなのかわかりませんが、それらの違いと役割について教えていただけますでしょうか。

○和田学校教育課長

司書教諭と図書指導員ということについてですけれども、司書教諭という教員は学校に勤務する教員の中で、司書教諭の資格を有する者です。学校図書館法の規定によりまして、12学級以上の学校に配置をしています。また、図書指導員につきましては、学校図書館の職務に従事するというので、学校図書館の日常の運営管理、教育活動の支援等の業務を担当しています。

本市におきましては、各学校の学校図書館において図書整理業務、読書指導業務、広報活動業務を担当しています。

なお、11学級以下の学校におきましても、学校図書館担当の教員を校務分掌の中で位置づけています。

以上でございます。

○仲山委員

授業の中で図書館を使うような授業、調べ学習、探究学習とか言われるような類いの

ものが代表かと思えますけれども、そういったものを、進めていくというか、活発に進めていくというか、そういう役割としては、これは司書教諭の方が主に担っていらっしゃるんじゃないでしょうか。

○和田学校教育課長

学校図書館におきましては、司書教諭または11学級以下の学校は学校図書館担当の教諭、そして図書指導員、これらが連携をして行っています。例えば、〇〇週間という週間がある場合は、それに関連する本をコーナーとして、書棚ではなく児童生徒の見やすい場所に設置して、使いやすい状況に整備したり、または読書感想文、読書感想画に取り組む時期には、それに関連する書籍を学校図書館の入り口において、子供たちがすぐ目についたり手にとったりできるような工夫をそれぞれの学校で行っています。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

あと、学校で使う本を配達といいますか、回して活用するというようなことがあったかに思うんですけれども、そういう仕組みは今でもやっていらっしゃるんじゃないでしょうか。循環じゃないし、何でしたっけ、図書、学校何とか図書って言いましたっけ。（発言する者あり）やっぱり学校循環図書ですか、学校循環図書という仕組みはどうなんじゃないでしょうか。今でも使われているんじゃないでしょうか。

○礪山図書館長

図書館の学校図書館、学校への支援ということでございまして、授業で必要になる本、図書を学校からの依頼ということで受けておりまして、先ほど御答弁いたしましたように、学校の先生方、司書教諭の方、図書指導員、そういう方が学校でまず調整をされて、それをもとに図書館に相談がございまして、図書館の職員がいろいろ本を選んだり、選書したりということで、月に2回、学校のほうにお届けをしております。

また、熱心な先生もおられますので、直接来られて本を選んで帰られる場合もございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。そこそこの活用状況があるというふうにも考えてもよろしいんじゃないでしょうか。

○礪山図書館長

件数としては、これは学校の要請によりますので、多いとか少ないとかということでは判断できませんが、28年度ベースで申しますと、小学校においては12校、2,539冊、附属中を含めた中学校においては4校で303冊という利用があります。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。

以上です。

○林委員

それでは、光市学校給食センターの食物アレルギーの管理対策についてお尋ねをしたいと思います。

現在、管理栄養士の方は何名で光市全体の小中学校の児童生徒の人数をお示しいただきたいと思います。

○清水学校給食センター所長

管理栄養士につきましては、現在3名で学校給食の献立をつくっております。また、現在こちらで把握しておるのは、アレルギー除去食の対応をしておる児童生徒ですけれども、これは市内16校のうち8校に在籍している児童生徒で、除去食対応の方が全部で32名いらっしゃいます。

以上でございます。

○林委員

済みません。わかりました。全体の児童生徒の数をちょっとお示しいただけますか。

○和田学校教育課長

小中学校の児童生徒数の総数ですけれども、小学校が2,346人、そして中学校が1,300人となっています。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。全体の割合としては32名、アレルギーをお持ちのお子さんがいるということで、少ないやに思いますけれども、食物アレルギーといいますと、乳製品とか卵、小麦、そばとかいうことではありますが、今お示しの16校、8校、32名ということで、これは全体的に乳のほう、卵とか小麦、そばとか、どういう部分が、どういう品でございましょう。

○清水学校給食センター所長

失礼いたしました。ちょっと言葉が足りなくて申しわけございません。先ほど申しました、32名というのは、本センターにおいてアレルギー除去食の対応をしている生徒、児童でございます。本給食センターでは、卵と乳につきましては、除去食の提供をしております。内訳といたしましては、卵除去の児童生徒が23名、乳除去の児童生徒が3

名、どちらも除去、卵と乳につきまして除去食の提供をしておる児童生徒が6名、それで計32名になっております。

アレルギーというのは幅が広く、多くのお子さんがいらっしゃいまして、その全体の数としては、正確な数値は持っておりません。申しわけございません。

○林委員

ありがとうございました。今、詳細にわたって御説明いただきましたけれど、今、卵、乳、そして両方除去しなきゃいけない生徒さん、児童は、これはいわゆる給食センターのほうで除去食として提供をされていると考えてよろしいのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

除去食の提供につきましては、材料から給食センターで調理を行うものを対象としております。乳や卵が加わる前に取り分けて、別室において個別調理を行い、個別に配送をいたしております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。私、よくわからない部分があつて、ちょっとお尋ねしたいんですけれど、個人が弁当として持ってくるとか、そういう、持参するということがないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

先ほども少し申しましたけれども、アレルギーの対象の児童生徒というのは数多くいらっしゃいまして、その品目につきましても、食材が多くございます。その関係で、お弁当を持って登校されている児童生徒の方もいらっしゃいます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。このアレルギーというのは、今、除去される方々のことを考えてみますと、年齢を重ねるごとに弱くなるとか、強くなるとかいう、そういうこともあり得るのでしょうか。ちょっと知らないなので、教えていただきたいと思ひます。

○清水学校給食センター所長

正確に、医学的な知識は持ち合わせておりませんので、正確なことはちょっと申し上げられないんですけれども、今年度におきましても、年度当初、除去食対応であった児童が途中で体力的に耐えられるというようなことで中断したお子さんもいらっしゃいます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。私たち、素人でありますけど、例えば、体力もついたり抗体ができた、ように、よい方向でこれは考えなきゃいけないかなと思っております。

先般、日本小児アレルギー学会では、食物経口負荷試験と呼ばれる検査がありまして、アレルギー体質のお子さんに少しずつ原因の食品を摂取して治療する経口免疫療法というのがあるそうなんです。これは、御記憶に皆さんあると思いますけれど、以前、体質改善のために、ミルクアレルギーの乳幼児にお母さんが少しずつ飲ませ続けたんですけど、改善しないで死亡した例があるということ、新聞紙上で、私、見たことがございます。誤って食べたことにより重い症状や呼吸停止、また後遺症が残ることもあるということも報告がございました。

今後、ぜひとも、今はいろんな形で、学校給食センターのほうも対応策を考えていらっしゃると思いますが、今後、アレルギーをお持ちのお子さんには、非常時に相談できる、例えば、子ども医療センターとかいうところとの連携を持つことも重要ではないかと、私は思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

続けていいですか。済みません。じゃあ、続けて、済みません。

色覚障害についてお尋ねをいたします。

現在、学校で色覚検査を行われているかどうか、その点、お尋ねをいたしたいと思います。

○和田学校教育課長

色覚検査のお尋ねですが、その前に1点、先ほど、本市の児童生徒数の数を申し上げましたが、この数は8月末日現在の数です。先ほど御説明しました、基本構想に示されている29年度の児童生徒数と若干ずれがございますが、先ほど申した数は8月末日ということで御理解いただければと思います。

それでは、色覚検査の件についてですが、学校における色覚検査は、平成15年度から児童生徒等の健康診断の必須項目から除外をされ、希望者に対して個別に実施するとされてきました。しかしながら、児童生徒等が自分自身のその色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて自分の色覚による就業規制に直面すると、そういう実態の報告でありますとか、保護者の方々が色覚異常及び色覚検査に関する基本的な事項が十分に周知されていないという御指摘がございまして、平成26年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。それを受けまして、本市におきましても、平成28年度から眼科健康相談として小学校4年生、中学校1年生の中で希望する児童生徒に対して、色覚検査を実施しています。

検査の際には、プライバシーに十分配慮しまして、1人ずつ個別に検査を行っております。また、検査結果は、学校医にお渡しし、学校医で判定をいただいております。判定の結果、色覚異常の疑いとなった者につきましては、児童生徒自身が直接目に触れないように、保護者に封書等で通知をし、眼科の受診を勧めています。

今後も、この色覚検査につきましては、プライバシーに十分に配慮することが求められますので、学校教職員に対しても、正しい理解を図り、学習指導または進路指導にお

いて適切な指導が行われるよう努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。詳細にわたっての御説明ありがとうございました。

色覚異常、平成15年に中止されたというように、人権問題にもかかわるということがあったやにもお聞きいたしております。また、28年度からこういうふうなことをなさいましたけど、今お示しいただきましたように、小学校4年生、中学校1年生だけということで、希望者だけということでございますけれど、色覚異常は、例えば、黄色人種の日本人男性のうち、これはいいかどうかわかりません。強弱はありますけれど、20人に1人はあると言われて、程度もいろいろでございますけれど、さまざまな日常生活に支障がないという方が多いわけでございますけれど、いわゆる、そういうふうな、今、その中で先天的に色を感じる錐体細胞というんでしょうか、一部を持たない人がいるということでもありますけど、やっぱりこの児童生徒の人権に配慮する検査というのはとても重要であると思います。

言うまでもなく、先天性色覚異常と後天性色覚異常がございますけれど、先ほど先生のほうからもお話がございましたけど、この小学校で検査があつて異常が見つかったことによって、親子で、おっしゃったように、専門医へ検査を受けて、やはり、そういう改善ができたという例もありますけれど、また、子供さんは自分が見えている色が当たり前である、親も当たり前、同じような色が見えていると認識していたのに、軽度だったからよかったけれど、早くに異常が見つかったので許容できたというお話も聞いております。

先ほど、またお示しいただきましたように、就職のときに、いろんな検査の中で、自分が色覚異常があることを知って、早くに希望する職に変えていけばよかったなという方もいらっしゃいました。その中で、その方なんかは、学校での黒板の白いチョークは見えるけれど、赤いチョークで書かれたところが見えないとか、それはお友達に教えてもらっていたということをおっしゃってございました。

そういうこともありますけれど、ほかに信号の識別とかエスカレーターがとても見えにくいとか、そんないろんな誘導が必要であるという事例もございましたけれど、先ほど、就職のことも言いましたけれど、現在厚生労働省では色覚のすごくやわらかい方には、企業に対して、公正な採用選考するため、就職に対して根拠のない採用制限を行わないようにという指導がされているやに聞いております。

しかし、学校での今後色覚検査を、4年生と1年生でしたか、先ほどお示しいただきましたけれど、されているように思いますけれど、何かの時点で、やはりそういうこと検査を今後どのような形で、学校としても対応すべきか考えていかなきゃいけないように思いますけれど、それもいろんな面で配慮が必要だと思っておりますので、よろしく受けとめていただきたいと思います。

もう一点いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

もう一点、小学校入学時の発達障害の早期発見ができるよう、就学前の健診システム

をつくっていただきたいなということで、お尋ねをいたします。

発達障害というのは、主に先天性の脳機能障害が原因となり、乳幼児期に生じる発達のおくれで、精神障害者や機能障害を伴う場合もあります。

しかし、就学前検査は知能検査を行っている自治体もありますけれど、光市では就学前に行われている身体検査の際に、知能検査行われているのでしょうか、どうでしょうか。

○和田学校教育課長

本市におきましても、就学時健康診断の中で知能検査は行っています。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。市内でも明らかに発達障害なのに、親が気づかず、苦しい思いをしているお子さんもたくさんいらっしゃるように思います。

いわゆる、早期発見をする時期は就学前健診が一番いいのではないかと思います。

先ほど、光市教育振興基本計画の13ページもお示しいただきましたように、これ所管が違って、幼稚園、保育園、小学校との連携ということ、相互連携を深めますというところもございましたので、後ほどまた申し上げますけれど、早期発見する時期は就学前と、今言いましたけれど、医師の指導のもとで、知能検査にチェックリストというのでしょうか、気になる行動を手書きで作成していただく、それを今言いました幼稚園、保育園、小学校との連携という面で、入学前にそれをすべきか、そうすると小学校に入って、助手が適切な指導ができるように思いますけれど、これには、検査にもマンツーマンで行われることとなりますので、時間もかかりますけど、お金もかかります。市の助成が必要やに思いますけれど、そこはさておいて、市内でも支援学級を差別する方も多く、発達障害を認めない親もいるため、障害を引き起こす。先ほども言いましたように、だめな子と、できない子と、親が言ってしまう、そういう部分では二次障害を引き起こすのではないかなと思っております。

偏見をなくするためといたら、所管が外になると思いますけど、光市はおっばい都市宣言のまちでございますので、子供の産前産後の際、親御さんに発達障害についての勉強会をしてもよいのではないかなというふうに思っております。

先ほど申しましたように、相互連携が示されておりますので、障害を持つお子さんの療育についても、ぜひとも知能検査全般的に取り組んでいただけたらと思いますし、医師との連携、また助成をも取り組みいただきますように、いろんな方向からの対応を、御検討をお願いしたいと思っております。要望でございますので、よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

教師の多忙業務の削減提案なのですが、直近で12月12日に文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が、学校における働き方改革特別部会において、中間のまとめ案を発表しました。

そのことについてですけど、現行の教育の残業ルールを定めた給特法、これの見直しをまた引き続き求めると、今いう教員の負担化が強い部活動、これを法令上の業務とされていないので、明記し、外部指導員で対応するように提案すると、また、タイムカードの導入などを求めたというのがあります。現在ですね。

私の9月議会の一般質問で、光市の現状は月80時間が、小学校で11.4%、人数でいえば18.8人、中学校で7.9%の7.2人ということです。これを踏まえた上での部活動のボランティア、今現状はボランティアなんですけど、有償でのことを考えておられるか、ということと、1点目、3点あります。

それと、教師の時間外の多忙化についての対応、また、学習指導要領改訂、これによる小学校英語教師が始まるので、人員がふえるのか、教師の負担、また導入に向かっての準備などをお願いします。

以上です。

○和田学校教育課長

私から、部活動指導員の件と、外国語教育の導入について、この2点について御説明をさせていただきます。

まず、外部指導員につきまして、現在、本市におきましては、10種目35名の部活動指導員をお願いしています。部活動指導員の報酬についてですけれども、現在、ボランティアという形で支給をしていません。今後も他市の取組や、国の動向等を踏まえまして、この外部指導員の報酬費も含めた取組につきましては、今後検討させていただけたらと考えています。

外国語教育につきましては、新学習指導要綱の改訂に伴いまして、平成32年度から3・4年生では、年間35時間の外国語活動、5・6年生では、年間70時間の外国語科が全面実施されます。

来年度から移行期と入りますので、教育課程の編成、また、教員の授業力の向上等、現在準備を進めています。平成27年度から3年間室積小・中、光高が、文科省の指定を受け、研究に努めてきましたけれども、室積小学校の実践に基づいて、各小学校で研究を積み重ねているところです。

また、先日11月8日には、光地域外国語教育研究大会を開かせていただきましたけれども、市内の全ての小学校の教員が参加し、授業参観、直山調査官からも直接指導を受けて、研修に取り組んだところです。このように計画的に外国語教育の全面実施に向けて準備を進めてきています。各学校においても、授業実践に取り組む体制が徐々であります、整備されてきているという状況です。

以上でございます。

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。御質問にありました、教師の時間外勤務につきまして、タイムカードという御質問がございましたので、それについてお答えをいたします。

時間外勤務の把握につきましては、本市におきましても、これまでも、教職員自身が出勤時、退勤時の時間を記録しまして、その記録を管理職に提出することで、管理職は教職員の業務管理を行っております。

それからタイムカードの導入というお話でございましたが、こちらに関しましては、この取り組み、タイムカードを入れて業務時間を把握するということにつきまして、このメリット、デメリット、両面、これをこれから考えまして、いろんな取り組みや情報を収集しまして、そして分析しまして、それから当の学校の意見もしっかりと聞きながら、タイムカードを使いまして勤務時間の管理につきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

部活動のボランティアの件ですけど、こういった形で国の働き方改革、中央教育審議会なんか提言しているんですけど、そのうち問題化される可能性も高い問題であります。そういったことで、おくれをとらないように、先々に注意を払って、今後ともそういった対応はすぐすぐというわけじゃないんですけど、働き方改革のほうでも取り上げられると思われるので、その辺はよろしくお願いします。

それと、学習指導要領についての英語教員のことですけど、前段階でやっているというのを、今お聞きしました。こういったことでも、これから教育の多様化は進められておりますので、何分すぐ緊急時に対応できるように、また光市でもよろしくお願いします。

教師の時間外のことですけど、これはタイムカードなどを導入してわかりやすくするのが、一番いいと私は思います。財務省にそのうち出すような形になると思われまので、そういったところも踏まえて、計画していたよろしいのではないかと思います、要望として終わります。

以上です。

○河村委員

文化財について質問をさせていただきます。

この間、ふるさと郷土館の別館が売りに出たというか、個人のものになったわけですが、文化財の保存についてどのようにお考えか、それから、例えば年に1回ぐらい現地確認をされているのかどうか、何かそのあたりのことについてお話をいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

郷土館の別館の件につきましては、先ほど、委員申されたとおり、先般売買され、別館という位置づけがなくなったところでございます。それに伴いまして、その他のいろ

んな文化財でございますが、文化財の種類にもよりますが、頻繁に行っているところもありますが、なかなか足が行けてないというところがあるというのが現状でございます。以上でございます。

○河村委員

どういう保存方法とか、今の話でいうと、保存もしてないし、現地確認も年に1回もやってないと、こういう話でええの。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほど言いましたけれども、物件にもよりますので、一概にということにはならないですけども、なかなか確認ができてない物件があるというのも実態でございます。

○河村委員

基準みたいなものはないの。文化財になったらこういう状況なんで、保存するために文化財にするんじゃないんかね。文化財ちゅうのは何のためにある。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

おっしゃいますとおり、保存するということが目的でございます。以上でございます。

○河村委員

簡潔に言えというても、簡潔過ぎて、保存せんないけんから文化財にしたんじゃから、そうすると、年に1回ぐらいは現地確認をするような手順というか、そういうあれがあったり、あるいは悪いところがあったりすると、それを改修するとか、あるいは個人の持ち物は個人がやってくれりゃええわけですが、そのまま、例えば建物なら崩れるのを待ちよくのかどうか、そんなことを含めて、どういう保護をしようとしおるのかを言っていただけです。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

年に1回程度ということであれば、担当職員が行って、それから担当課、それから文化財の保護員、保護の監視員というのがありますので、そういった人間が確認して、その都度、物によっては、シロアリが来たとか、それから破損するおそれがあるとか、そういった報告を受けまして、私については予算要求等、補正予算等、そういったことで、対応をしてするという手順になっております。

以上でございます。

○河村委員

済いません、全くわからんので教えてもらいたいんですが、例えば、今そういう登録されている文化財が何点あって、そういう巡視をする監視員がおるとい話をされまし

たから、監視員が何人おられて、それから例えばチェックリストみたいなものがあって、そのチェックをしているのかどうか。要はその記録を保存しているのかどうかと、こういう話です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

今度また教えていただいたらと思います。

それから、さっき給食の件でいろいろお話がありましたが、地産地消ということで、材料の仕入れについて内訳を教えてもらっていいですか。地元の産品がどの程度、今の食材として入っているのかが教えていただいたら。

○清水学校給食センター所長

お尋ねの地場産の食材の使用率ということでございます。これは青果物、野菜についての割合でございますけれども、金額ベースでお答えをさせていただきます。

平成28年度の実績で、3,597万円の野菜等の使用がございました。そのうち里の厨やJ A周南で地場産の野菜を購入しておるのが約14%、山口県産も含めるんですけれども、その他から購入しておるのが85%になっております。

以上です。

○河村委員

全部で何ぼやったかいね、あと野菜と米だけちゅうことはないよね。冷凍品みたいなものもあったりするから。

○清水学校給食センター所長

今、申し上げましたのが、野菜、青果物の金額でございます。

米、加工品につきましては、手元に……

○河村委員

総トータルもない。

○清水学校給食センター所長

使用率としては、米は100%光産のものを使用しております。

○河村委員

総トータルの金額、給食費払いおるやから、その合計はわかるじゃろう。

○清水学校給食センター所長

学校給食費として徴収しておりますのが、平成28年度で1億9,658万円でございます。

○河村委員

それすると、地元の野菜がJ A周南あるいは里の厨で14%というのは、1億9,000万円、2億円ぐらいあって、400万円ぐらいという話なんかな。ちょっと少ないような気がするんですが、85%の仕入れ先ちゅうのは、どういうところをゆうての。

○清水学校給食センター所長

仕入れ先というのは、市内小売業者さんでつくられている納品組合からの購入となっております。

○河村委員

納品組合はまだあるんじゃない。納品組合の野菜というのは地場産じゃないの。

○清水学校給食センター所長

極力地場産、山口県産を中心にこちらのほうがオーダーをしておりますけれども、その食材、季節によっては、やはり整わないものがございますので、送りの商品というものもございます。

以上です。

○河村委員

従前は、古い給食センターのときには、大きさとかあるいは形とかで、カッターにかかるじゃかからんじゃないというようなあれがあったいね、しかも、何とか手当とかというようなことがあって、余分にかかったりしおったんですが、今の新しい分はそんなことはないんだろうと思うんです。今、新しい給食センターがよ。不ぞろいやけ、中に入らんとかいうんじゃないくて、地元で生産をした野菜を極力購入するのに、里の厨かJ A周南でなければ、地元品が買えないということじゃなくて、例えば、納品組合から地元の野菜を買うことができるんだと思うんです。要は、仕入れの問題やから。

徳山青果なんか頼むのは、あと足らんものを徳山青果で県内品とか、県外品を集めてくりゃええのいね。そういうふうなやり方をやろうという気はない。

○清水学校給食センター所長

こちらから青果物の発注の順番から言いますと、最初に里の厨、J A周南、こちらのほうに発注、納入可能なものを全て先に打診をさせていただきます。

そのあと納入ができないものについて、納品組合さんに補完していただいております。

当給食センターにつきましては、毎日4,000人分の給食を調理しております。その関係で、総量が100k単位となりますことから、なかなか地場産、特に光産で全て賄うというのが難しい品というのも多くございます。

以上です。

○河村委員

地場産で4,000人分賄わないけんかね。地場産で足らんものをよそから仕入れたんでええんじゃないん。

○清水学校給食センター所長

今、調理工程の中では、基本的には食材は、リスク管理というか、そういったこともございますので、同一の産地、同一の業者さんから、一つの食材については入れていただいております。

混在するという事は、調理するほうも、極端な話、異物混入とかあった場合に、その責任の所在がわからなくなるということもありまして、基本的には、1食材は1業者から入れていただいているのが現状でございます。

○河村委員

そんなら、一応要望にしておきますけど、古い給食センターでも4,000人分つくりおいた。何が変わったんかという話になる。新しい給食センターになって。

地元で生産をするのを主力にして、足りないものを外部に委託をして、合わせて100にしようと、こういう考え方でやらんにゃ、地元の品物は何ぼでもふえん。

例えば季節もんやから、ぱっと一遍にできるときには、同じものが大量にできるわけ。それは、なかなか里の厨、JA周南でさばききれんからよそに持っていったりすることもあるわけ。

だから、上手に生産を調整することで、可能なような気がするんじゃけど。特に、若いニューファーマーと言われる人たちが入ってくるとしたら、研修期間中にそういう大量生産をできるような体制づくりというのは必要だと思いますので、そのあたりのぜひ話をまとめてあげたら喜んでじゃろうと思いますから、お願いをしたらと思います。

それから、今回ちょっといろいろ計画ものを見させていただく中で、不適格という言い方は正しくないと思いますが、不登校というたら、不登校定義があるから定義に該当しませんとか言われると困るんですけど、例えば1カ月の中で1日も無断で欠席するとか、あるいは学校に出てきても、通常の授業についていけないとかいうような子供が必ずおるわけですが、この間、聞いたときには、1週間のうち2日ぐらいええとか、その話ですよ。子供との話の中で。

どうも義務教育という中で、あるいは特別教室なのか、特殊教室なのわかりませんが、そういった授業をいろんな形があるんだと思うんですが、極力制限しないで学校に来てもらうという方法が要るんだと、私は思っているんですが、その辺はどんなですか。

実態等含めて、不登校じゃないけれども、1カ月の間に必ず1日以上は無断で休むとか、そういうのを含めて、現状を教えてもらっていいです。

○和田学校教育課長

不登校ではなく理由や届け出もなく欠席する児童生徒は、学校が責任持って連絡をと

っているという認識をしていますので、無断で連絡なしに欠席をするという児童生徒は、現在いないと考えております。

当日どうしても学校に行けないという連絡を受けた場合には、家庭訪問をするなり、長期になるようであれば、スクールライフ支援員と連携しながら、学校外での教育活動を保証するようにしています。

以上でございます。

○河村委員

通常はそうなんだと思うんです。普通の家庭だったら、きょうぐあいが悪いから休みますという届けがあるの決まちよるんじゃないけど、そうでなかったりするケースというのは、最近ないというんならええんですよ、そういう子供は一切おりませんからちゅうんならええんですが、結構そういう子は往々にしてあるんです。

そういう子供がどの程度、無断欠席じゃなくて、医者に行ったとか、そういうんじゃないで、欠席する子供がどの程度おるのか。

それから、さっき支援員と言われたんですが、支援員というのは、支援員が来るときだけ学校に来いという話じゃないんですか。

間違いじゃないと思うんですが、通常月曜日から金曜日までつつがなく学校へ来るといのが、普通なんだと思うです。そうでなくて、来んほうがええんじゃないという、裏を返したときの話にもなりかねないんで、そのあたりの捕まえ方を含めて、実態ですよ、どんなですか。

○和田学校教育課長

当日に連絡がつかないというケースも当然あります。学校から保護者に連絡をとっても、連絡がつかないまま、数日が経過するという場合も過去にもありました。ただ、いづれにしても、消息確認、所在確認は、緊急に今も行っています。

その中で、どの生徒が該当するのかという明確な基準を持っていませんので、何人ということは、お伝えはここではできませんが、数名は該当するのではないかと考えます。

ただ、この生徒につきましても、先ほど申したスクールライフ支援員が、学校外でも活動をするのを継続していますので、確かに、学校に登校することが難しい生徒もおりますが、できる限りの学習機会の保証をしている状況です。

以上でございます。

○河村委員

去年の話やから、またことしも継続しちよるとも夢にも思っていないんですけど、徳山のほうでは、朝から10人ぐらいの中学生の群れが、コンビニとかあるいは周辺活動しおると、その中に光の子も一人、二人おるといような話も聞いたりしたんで、おり場がなかったらよそへ行く、子供の常じゃから、よそに行ってまで活動してもらうことはないんで、うまい過ごし方があれば、それはそれで、何か対応せんないけんのじゃないかなと思うたりしおったんです。

私のところの地元でも、そういう子がほとんどおらんようになったから、そういうケースはまれだろうと思うんですが、子供というのは、家庭や地域の中で必ず適合しない子というのはおるんで、そういう子供の対応策というのはおかしいんですが、きれいごとだけで絶対に済まんところが必ずあるんで、その対応力というのをどういうふうにされるのかというのが、一番いつも気になっているんで、ぜひそういうものにもきちっと目を向けて対応していただきたいなど、お願いをしておきます。

体育で、新しくスポーツに取り組もうという人に対して、よく総合体育館のほうで、バトミントンとか、卓球とか、そういうふうな初級者コースといいますか、取り組みをやったりするんですが、どの程度の頻度というか、あるいは全くそういう経験のない人がどの程度来るもんですか。

○三好体育係長

正確な数字としましては、手元に資料を持ち合わせておりませんが、総合体育館のスポーツ振興会の自主事業としまして、初心者の教室等を開いております。それにつきましては、初めて行われる方を対象にしています。

以上でございます。

○河村委員

人数は。

○三好体育係長

平成28年実績といたしまして、2,536名参加されております。

以上でございます。

○河村委員

大人の初心者ということで、その程度おられるという話なんです、中学生は部活でそれなりに新しい入ってくるわけいね、小学生というのは、そうじゃない、今スポーツ少年団とか、あるいは総合スポーツみたいな形で取組をしているわけです。そういうものの支援というのは何か考えがあるんですか。

新しくスポーツを始めようという人に対する支援。通常、昔でいう体育指導員では、ニュースポーツとかいうような取組をしたりするわけですが、そうじゃなくて、既存のスポーツでも何か新しく取組たいというような人に対して、特に、中学校の部活が減ってくると、偏るスポーツそのものが。その辺の支援というのはどういうふうに考えてちよって。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○蔵下教育部長

新しくスポーツを始められた方等々の支援ということでお尋ねいただきましたけれど

も、現状、スポーツの振興につきましては、スポーツ振興会に指定管理をしております。

そういうところの中で、さまざまな活動をしておりますし、先ほど申しましたとおり、振興会では、自主事業としてさまざまな健康教室でありますとか、あるいは体力づくり教室、フィットネス教室であるとか、そういったことも行っておりますので、一つはそういうことの中で支援ができるのではないかと考えております。

今後もスポーツ振興会との連携もとりながら、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

ちょっとピントがずれている。スポーツ振興会にそこまでのものを求めちよるというのであれば、もうちょっとスポーツ振興会自身に裁量があってもええかなと、提案力とか、そういうものは聞いたことないし、僕が今言おったのは、子供の初めて取り組む、これから取り組む、そういうスポーツに対して、どういう支援ができるかなと、体育として、という話をしたわけ。

答えりゃと思うただけんなで、別にすぐに答えがのうてええんじゃけど、そういうこともぜひ考えてほしいなど。

総合体育館つくって見るスポーツとか、いろんな形のスポーツを発展するというか、振興させることができると思うんですが、意外にそうでもなかった。大和にも体育館があって便利なんです、便利なんですけど、便利だけなんです。

総合体育館なんかできて、二十何年になりますけど、床張りかえたことありゃせん、恐らく大和だって、何年に一回とかというそのwあるはずなんです。だけど、保守そのものが難しい状況というのが起きちゃうんで、ぜひそんなものをぜひこれからきちっと保守ができるように財政づくりをつくってください。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 平成29年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○河村委員

昨年、今年だったですか、要は、遊休不動産についての売買についての話があったと思いますが、本年度の実績といいますか、どんな感じですか。

○森重財政課長

平成29年度の遊休財産の処分状況でございますが、11月末時点で、随時売り払いを公募中でありました8件のうち4件を売却いたしまして、売却収入が約3,690万円となっているところでございます。

また、光市土地開発公社の解散に伴いまして、残余財産として寄附のありました虹ヶ丘西土地区画整理事業に係る7区画を、公社に引き続き随時売り払い分として公募いたしまして、そのうちの1件が売買契約済みでございます。

このため、これを合わせますと、遊休財産の売却額は5件、額にしまして約4,930万円となっているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

よく最近、不動産を寄附したいというようなことで、特に、欲しいか欲しくないかというような話で恐らく最終的に決めるのか、それとも民間からの、要は、計画にない土地については一切受け付けないと、こう言われるのか。

結構、もう都会に出て、帰らないから、結構安い金額で処分が出たりしているんですね。場所によっては結構いい場所もあったりするわけですが、そういう寄附を受けるという前提の中で条件をつけるとかというようなことは、お考えじゃないですか。

○森重財政課長

寄附についてでございますけれども、基本的には、市が該当物件に対して何らかの計画があるとか、そういったものがない限りは、寄附をお受けすることはできないと考えております。そのあたりの基準がない、何でも受け付けるということになりますと、当然維持費もかかってまいりますので、そのあたりは、ある程度厳しいといえますか、線引きが必要だと考えております。

以上でございます。

○河村委員

「条件」というのは「線引き」という意味ですから、線引きをして、受けるか受けないかと、こういう話なんです。

特に山林といいますか里山ね、人が住んでいるところと近いところでも耕作放棄、あるいは、その山の手入れ等最近ほとんどされないものですから、周辺からすりゃ、えらい迷惑なるいね。じゃあ、その迷惑なのを、今、県の森林では竹屋なんかについては、1山丸ごとというときには「ええですよ」と、「切りましょう」と、こういう話をするわけですが、そうでなかったら取り合ってもらえません。しかも、その中に急傾斜があったり、条件の悪いところがあったら、当然もうできないんですよ。

ですから、「何でもかんでも受け」と、こういう話やないん。だから、条件を付して、これなら受けますよというものがないのかどうか。だから、例えば10件ぐらいい持ちよつても、いや、そのうち1件だけでも、ほんなら寄附をもろてええですかと、こういうと言うかどうかの話。条件に合った分についてね。そういうことも考えてない。

○森重財政課長

現時点では、そういうことは考えておりません。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。

あとは、その「遊休」と言われるところの土地が何件あって、こないだの公会計で言うたら金額的には幾らになる。

○森重財政課長

遊休ということになりますので、当然、普通財産ということになろうかと思っておりますけれども、その中で、すぐに売却が可能という分については、現在公募中の4件、これが総額で約2,100万円になっております。それと、先ほど申し上げましたように、開発公社から解散に伴い寄附のありました虹ヶ丘の西区画整理事業の用地、これが、現在残りが6区画、約5,490万円になっております。

以上でございます。

○河村委員

「売れるのが」と言うて聞いた覚えはありません。要は、公会計なったんじゃから、財産価値として、普通財産のやつは何ぼありますかと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重財政課長

公有財産につきましては、トータルの金額というのは財務4表の中でお示しをしておりますけれども、そのうちの普通財産のみに限って金額をお示ししているようなものは、現時点でございません。

以上でございます。

○河村委員

土地開発公社、土地開発基金か。土地開発基金で、基金という名のその土地を所有しちゃったのには、ちょっとまあびっくりしたところがあるんですが、普通財産というのは、ある意味で言や、土地開発基金じゃあね。処分できる、まあ、できんところもひょっとしたらあるかもわからんから。

それで、公会計の勉強会をやってくれんかね。公会計で、普通の貸借対照表じゃない、もうちょっと踏み込んだ中身についての理解を深めるために、ちょっと……。まあ、希望者だけでええんじゃけどね。（発言する者あり）研修会を。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

今、ただいま河村委員のほうから、議会としての勉強会の申し出等もありましたけども、この件については、その取り組みについて検討を行った上で、委員長を通じて正式に執行部のほうと調整をしていく必要がありますので、この場での議論になりませんということでお含みおきをいただくということで、進行を進めてまいりたいと思います。

○河村委員

広報の宿題があったと思うんじゃけど、要は、85円じゃったかいね、85円の内訳について、その後の進捗の状況。

○小野広報統計課長

この単価につきましては、以前からお話ししておりますが、過去からの経緯以外には明確な根拠はないと説明させていただいております。

そういう中で、現行単価に無理やり何か根拠をこじつけるということではできませんし、また、新たに根拠を定めるということになりますと、それにあわせて単価の見直し等も想定されるということで、以前にお答えしておりますが、現在発行回数の見直し等についても検討しているところでございまして、それにあわせて調査員手当の単価についても

整理してまいりたいと考えておりますので、もう少しお時間をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○河村委員

もう少し待とう。

○田邊委員

少しお聞きしますが、国の国庫支出金のパフォーマンス指数は、これについての、「見える化」になるとか、そういうのが、国からのパフォーマンス指数を取り組み状況とか達成度に応じて求められたことがあるかないかということを知りたいんですけど。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重財政課長

先ほどの御質問の件でございますけれども、現時点において国から求められたことはございません。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。また、求められたら教えてください。

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第67号 光市住民の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する等の条例

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

ちょっと教えてください。コンビニ交付の開始とかというのは、この条例で開始をするということになるんです。それとも、従前にもう何か条例で決まっちゃうん。

○田村市民課長

コンビニ交付の開始に関しては予算審議のほうで御審議いただいていると思いますし、今回の条例改正につきましては、コンビニ交付の開始に伴い必要な条例の改正ということで上程をさせていただいております。

以上です。

○河村委員

何、その後先の話は今しよってわけ。普通は、コンビニ交付を決めますよという条例があって、予算がついて、それから住民への周知がこう始まっていくんじゃないんかいね。そういう意味じゃないの。従前にもう決まっちゃった。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村市民課長

広報でコンビニ交付の記事を掲載させていただいておりますけど、あくまでマイナンバーカードを取得していただかないとコンビニでの印鑑登録証明書等の交付が受けられませんので、そういう意味で広報のほうでは周知をさせていただいております。

今回の条例改正についてでございますが、これはコンビニ交付を開始するに当たり光市住民の印鑑の登録及び証明に関する条例等の改正が必要になりましたので、今回御審議をいただくこととして上程をいたしております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第68号 下松市・光市住民票の写しの交付等の事務の相互委託の廃止について

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第69号 光市・周南市住民票の写しの交付等の事務の相互委託の廃止について

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第63号 平成29年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第64号 平成29年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

よろしくお願ひいたします。

各コミュニティセンター単位でという話だったと思いますけれども、コミュニティプランというものを策定というかつくってコミュニティの活動を活性化していくということを進めているところだと思います。策定状況、まだつくっている途中というか、つくっていないというところもあったかと思います。そのあたりの状況と、つくって活動している地域も多いかと思います。そのあたりの状況をお伺ひしたいんですけれども、お願ひします。

○縄田地域づくり推進課長

各地区におけるコミュニティプランの策定状況ということでありますけど、平成29年11月末現在で、市内6地区でプランが策定されております。具体的には、伊保木地区、三島地区、周防地区、東荷地区、塩田地区、大和地区であります。

それと、プラン策定後の取り組み状況でありますけど、各地区におきましてはプランに基づいてさまざまな取り組みをしております。具体的に何カ所か地区を挙げて申しますと、伊保木地区におきましては、センター周辺の美化活動として竹や木の伐採、あるいはフジバカマの植栽などを行っております。三島地区におきましては、シンボルフラワーで花をいっぱいにしようということで、島田駅や三島河川公園などにケイトウの花を植栽しております。このように、各地区においてはそれぞれ特色のある活動をしております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。策定したところはそれなりにというか、それをもとにして活動がもう既に結構活発に行われている様子だということはわかりました。

ここでちょっとお伺ひしたいのが、一般質問のほうで地域おこし協力隊という制度を総務省のほうを用意してくれている制度について活用、もう募集がかかったか、かかるかというところだと思うんですけれども、東荷のほうに導入を前提に募集をかけられると。それと、地域おこし協力隊と並んでもう一つ集落支援員という制度が、これも協力隊と同じように国のほうからある程度というか手当があった上で導入できる制度として、集落を支援するという意味では集落支援員というものがあります。

資料で見ますと、これは28年度の何月かちょっとわかりませんが、28年度で集落支援員を、専任の集落支援員として1,158人、自治会長などとの兼務の支援員が3,276人と、全国で結構活発に使われている制度ではあります。

光市においても、地域おこし協力隊とともに恐らく検討はなさっていることと思えますけれども、その検討して、今どういうふうはこの制度について捉えていらっしゃるか。

制度の概略と、それから光市における導入の可能性と伺いますか、検討について伺いたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○縄田地域づくり推進課長

集落支援員についてのお尋ねであります。まず集落支援員制度とは、現在、過疎地域の多くが人口減少と高齢化の進展による生活扶助の低下や空き家の増加あるいは耕作放棄地の増加など重大な課題に直面しており、そういった課題の解決に向け、行政が集落支援員を嘱託し、集落の維持と活性化対策に取り組んでいくという制度であります。なお、集落支援員は地域の実情に詳しく、集落対策に関するノウハウや知見を有した人材であることが必要であるとされており、主な任務としては集落点検や集落のあり方に関する話し合いなどを実施することです。

光市における集落支援員制度の活用についてであります。本市の中山間地域におきましては、コミュニティ協議会が中心となり地域の状況把握や課題の抽出等を行い、コミュニティプランを策定し、課題の解決に向けたさまざまな取り組みを、まさに今、地域が自主的・主体的に進めているところから、現時点におきましては集落支援員制度の導入は考えてはおりません。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。集落支援員の制度のことも理解した上で、活用は、今の時点では考えてはいないという話、御理解いたしました。今後、どういう状況になっていくか、あるいは地域によってはということもあるかと思えます。引き続き、様子を見ながら可能性を考えていただければと思いますが、今の話によると、集落支援員が必要ないぐらいに中山間地域といっても光市の場合には活力があるというふうに理解しているのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○河村委員

せっかくじゃから続きを。

大体、元気で活躍できる年齢をどこに置くかという問題があるんです。80になっても元気な人はたくさんおられるわけですが、自分のことならそれで十分ですが、人のお世話とかお手伝いをしようとかこういう話になったときには、ある程度そういう活動できる年齢というのが、例えば75とか、そういうくくりがいるんだろうと思うんです。伊保木も何か、車の送迎についちゃ70代はいけんとかいう話があったとかいう話なんで。今元気に活躍をしようとするところでも、あともう5年もすりゃあそんなことはなくなる。結構世代間のギャップがたくさんあって、地域で活躍できる人も限定されちゃうし、年齢的にも限定とすると、これから先の地域ちゅうのは相当困難を極めちゃうわけです。

そねいな中で、今、コミュニティプランをつくったと。そのつくったことに対して行政はどういう支援をするんじやろうか。今、環境美化をしようとかシンボルの花を決めて花を植えようとかちゅうのは自分らでできることじゃからそりゃええんですが、そう

じゃないこともコミュニティプランの中にはたくさんあるんです。それは地域の要望じゃからどう応えていこうかと、こういう何か具現化するようなものがあるのかないのか。それから、コミュニティプランを一応、県の補助をもらってやった。そりゃ、奥と言ったら表現は悪いね。ちょっと、小さい地域についてそういうことでコミュニティプランできたわけですが。そうでない地域、ある意味で人口がある程度そろっている地域について、このコミュニティプランというのは必要ないのかどうか。やるとすりゃあ、結構、皆さん方アンケートを全世帯でとったりして、意外にお金がかかるんですいね。その意外にお金がかかるものをどうやってやるんかということについて、どのように今考えておられるのか。その辺について、ちょっとお話いただけます。

○縄田地域づくり推進課長

各コミュニティ協議会で策定しましたコミュニティプランの具現化に向けて行政がどういった支援をするのかということでもありますけど。

コミュニティプランの中には、すぐやること、2年、3年後にやること、あるいは5年後にやること、また各地域でやること、行政と協力してやること、そういった具体的な中身が上がっております。各地域でやることにつきましては、現在、地域でどういった形でやっていくかという話し合いなり、実際もう具現化し、行動に移されている地域もありますけど。今後、例えば3年後あるいは5年後、大きな課題で行政と一緒に解決に取り組んでいく必要があるというものにつきましては、これから地域と行政がどういった形でその課題解決に向けて取り組んでいくべきかというのを話し合っていくことになると考えております。

それと、コミュニティプランを策定するにはアンケート調査等かなり予算がかかるのでないかということでもありますけど、これまで策定された6地区につきましては、コミュニティプランの策定に係る予算は地域づくり推進事業交付金の中で賄っていただいております。

以上です。

○河村委員

賄っているというか、中山間地域の何か補助金をもらってやったというその話でありますから、そういうものがないときにどうするかと。要は、世帯数が少なければその程度の金額の中で賄っても、例えば浅江でいうたら物すごい数がおるわけですから、そねえな中でコミュニティプランというのをどうやってつくっていくかというその話をやっぱりどっかで整理をしていかんにゃ、地域の中で差が出てきたままコミュニティーがそのまま動いていくということになりますから、そのあたりについてはよく検討していただいたらなと思います。

今、コミュニティプランをつくったところの支援体制なんですけど、最初にお話ししましたように、5年たったらまるっきり出てくる人も変わってくるし、人数も極端に今から減っていくわけです。もうつくって2年になるんです。いや、今から話し合いを言うたら、そのときにおらんようになる人がいっぱい出てくる状況で、せっかく地域の中

で今頑張ろうということでも環境美化やら花の植栽をやるところが今たくさん出てきているので。わかるね、自分らでできることはすぐやる。ほいじゃが、行政がやることは何ぼたっても出てこんという話になると、前へ進めんようになる、途中で。そのあたりについて、早目に具現化をするための努力をせんにゃいけんと思いますので、そのあたりについては地域づくりのほうでよう考えて活動していただいたらと思います。

もう一点、最近、地域づくりと社会福祉協議会との関係についてどうもしっくりこないところが出てきております。社協のほうは、地域行動計画ということで地域に入っているいろんなことをやってくる。でも、お金がありゃ、それでうれしいから活動は手伝いますけど、ちょっと次元が違うような気がするんですが。社協との関係をどういうふうに考えておられます。

○縄田地域づくり推進課長

地域と社会福祉協議会との関係でありますけど、現在、各地区におきましてはコミュニティ協議会が立ち上がっております。このコミュニティ協議会の基盤となるものは自治会でありますけど、地域コミュニティでは、現在、子どもの見守りや高齢者の支援、さらには災害時の避難活動など多種多様な多くの課題を抱えております。そういった課題に対しては地域住民みんなの力で解決に向けて活動することが必要と考えておりますことから、コミュニティ協議会は自治会を中心とした組織でありますけど、地区社会福祉協議会をはじめ、青少年健全育成地区会議、さらには老人クラブ、子ども会など地域で活動する各種団体と連携を図りながら地域課題の解決に向けて活動していくことが重要と考えております。

以上です。

○河村委員

社会福祉協議会との関係についてという話じゃったんですが、今、自治会の組織率が8割を切っている状況の中で、今、地区会議、市民会議とか、あるいは地区社協の会議、あるいは共同募金、赤い羽根とかということで、大体1,600円ぐらい、多いところではほかの寄附も入れたら2,000円ぐらい納入しよるんです。自治会で集めてそれをまとめてよそへ持っていくというのが2,000円ぐらいある。それを2割強の人はそういうことではないわけですから、そのあたりについてどういう改善方法をしていこうと、要は方策としてそういうものが見えてこんど、要は地域のきずなとかと言うのは気持ちええかもわかりませんが、実際にやりよる人はそういうことじゃなくて、いやいや、別に自治会に入らんでも困りゃあせん、行政の手当というのはちゃんとある、そりゃもう当たり前の話ですが、ただそういう今のコミュニティを助成するための努力を行政のほうから聞こえてこないというのはちょっとまずいような気がするんで、そのあたりの努力と。

それから、こないだも共同募金のお話をちょっとしました。今、県の共同募金会、集めるのは自治会が集めるんです、全部。地域によってA募金、B募金、C募金ということで金額がちょっと違うんです、それぞれの地域で。そりゃそれぞれの地域の実情の中ですからやむを得んわけですが、ただ集めたものについて、A募金については県の共同募

金会で、B募金については市のとこういう話になるわけですが。県の要綱によれば、自分で審査する、要は配分者が審査をするときに自分に受けちゃいけんと、とこういうくだりもあるわけです。今の新しいやり方ちゅうのは、自分で自分にお金をもらいよるね。とこういうことを含めて、どうも、最終的には活動するのはお金じゃないよ、自分らでとこういうふうにきれいごととは言うけれども、やっぱりお金がないと実際の活動が思うに任せないところちゅうのが必ずあるわけです。そのあたりについて、やっぱり行政がもう少しお互いの協調関係の中で、地域づくりと福祉とがもうちょっと協議をしながら、何かまとまった対応策というのが必要だとこう思いますので、ぜひとこういう格好で努力をしていただきたい。今、課題にあることは課題にあることで、どねえやってやっていこうかという方針でもええから示していかにゃ、地域が前へ進めない。そのあたりについて御努力をお願いしたらと思います。

それから、私、こないだ大和のコミセンの設計図ちゅうのを初めて見たんですが、通常ああいう格好で通り抜けができるようなちゅうのは珍しいんです。やけ、珍しいけええじゃとこう言われても、利便性がそれで高まるんならええんですが。

私のところの今の、昔の公民館ですが、生涯学習と一緒にとこういうことですごい豪勢なつくりなんですいね。吹き抜けの図書館がばつとあるわけですが、もう最初に電気つけたときにエアコン代がかかってやれんと。ほいで、いやいや、エアコンつけちゃいけんと。ほんなら、そんなんつくらんにゃええじゃないかと。要するに、利用するほうも含めて効率のええ建物というのが必ずあるんで、恐らくもう1年もせんうちにやれ倉庫をつくれとかいろんなことを言うはずなんです。あそこの通り抜けをしてどっかよそへ行かれるちゅうならええけど、あれ、回って外へ、また表へ出てこんにゃいけん、もとどおりに。それじゃあ、ちょっと効率がよくないんで。

この設計ちゅうのは、とこういうふうにして決めたんです。ちゅうても、地域づくりじゃわからんじゃろういね。わしらもこないだ初めて見たんじゃから。副市長がおるから答えてくれるじゃろう。

○森重副市長

今年度から市民部所管になっておりますけど、ここで御審議をいただくとか御質問に対してお答えをせんになゃいけんじゃろうと思いますから、私がお答えをさせていただきますけど。

委員御案内のとおり、この大和コミュニティセンター、もつと言えれば岩田駅周辺地区、複合の施設をつくるとこういうことで、市民を巻き込んでさまざまな意見聴取やアイデアを募集を始めたのは、具現化をする前から言えば平成22年度から進めてきたとこういうふうに、少しちょっと、23年だったかもわかりませんが、このあたり記憶があれですが、このあたりから自分たちが住む地域の課題をまず出して、今後使いやすい、より安心安全のまちをつかっていこうとこういう中で、行政と住民が相互に意見を出し合いながら進めてきたとこういう経緯があつて、その後山口県においてコンパクトなまちづくりとこういう事業が考えられ、その県内のモデル地域の中の一つに光市が選定をされたとこういう経緯があります。

お尋ねの大和コミュニティセンターの設計に関するこれまでの整理の仕方とこういうこと

でありますことから、このあたりは現に施設を利用される方々と行政とが話し合いをしながら、2年余りぐらいの中でワークショップを開催し、さまざまな意見を出し合って、全てが全てそれが実現したものではありませんが、そういったことを前提にこの基本設計を上げて、その後実施設計に進めてきたということでございます。

○河村委員

この間たまたま大和の方とその話をする機会があったときに、室積でもちゃんとうまく取り入れてもらえなかった、言うてもしょうがないと、こういうことを言うから、何かもうちょっと話し合いの仕方というのがあったんじゃないかと。だから、何か進め方、行政じゃから進め方に瑕疵があるとは思いません。ただ、もうちょっと優しさがないと、せっかくつくってもらってうまく活用するということで、ほんならわしらで今度は後こねえしようあねえしようということで大きな変更ができるような形じゃなくて、さっとすんなり使えるようなというのが望ましいと思いますので。これから、恐らく実際に入るときにはいろんな要望が今からあるんだろうと思いますので、そのあたりについてはしっかり声を聞いていただいたらと思います。

それから、前回じゃったか前々回、固定資産税の評価についての話をしました。市街化区域内の農地については、特にいろいろ御意見もあろうかと思いますが。例えば、畑でも、相続なんかかかったときには20年の規制がかかったりするんですが、今の耕作放棄地についての話をしたと思うんですが、今から、1月1日でたしか評価をしていくんで、手順ちゅうのをちょっと教えてもらっていいですか。現地確認まで恐らくやられるんだと思いますが。

○杉本税務課長

今御質問いただいた耕作放棄地ですが、職員が毎年1月1日現在の現況を地区別、担当職員がいますので、その辺で画面上の航空写真とか、必要に応じて現地調査において所有権者の立会いのもとで確認をしております。それぞれの職員が定期的に現地調査を行うことによって、適正な地目認定、また課税していると判断しております。

○河村委員

手順ちゅうのは、例えば画面はアジア航測か何かだった、上空からその写真を撮るのは、いつごろその写真を撮って、それを分析をして、最終的に、要はそれじゃあ見えなものについては現地確認に行くのいね。だから、現地確認に行ったときに、要するに農地じゃったら畝があったり、あるいは野菜があったり、あるいは樹木があったりということで決めるわけじゃないですか。そうでないケースの場合はどういう現地確認をしようってのか。要するに判断。行政がやるときに、裁量がある。その裁量ちゅうのは、一番危ない。裁量ちゅうのは本当はあっちゃいけんのいね。ちゃんと規格があって規格どおりにたったとこういうふうにするということではなけりゃいけないんで、今のその流れをちょっともう一回教えてもらってええですか。

○杉本税務課長

具体的には、所有権者の立ち会いのもと協議を行いまして、宅地であれば、農地に認定する場合はほぼ100%の耕作、客観的に見た状況をもって農地として認定しているわけです。過程としては、最終的な評価として、所有権者の立ち会いのもとで職員が話し合い、地目認定を行っているところです。

以上です。

○河村委員

やけ、最初から流れをとこう言うたのは、最近は、空飛ぶドローンとかちゅうのがあるじゃないですか。今までは、ずっとそういう飛行機で航空写真を撮ってこうやりよったわけですが、最近の流れからいくと、ドローンでやるとまだもっと安くつくし、画面もすごい明解に出てくるという話もあるから、要は最初の航空写真のときからの流れをこう言っていただいたら。

○杉本税務課長

航空写真につきましては、平成30年度が評価替えになりますが、写真撮影は平成28年度に行っております。今年度は路線価の評価及び路線価図の作成等を行っています。

○河村委員

そうすると、航空写真ちゅうのは何年に1回やりかえよっての。

○杉本税務課長

3年に1回、航空写真を撮るような形になります。

○河村委員

3年に1回ちゅうことは、その間の移動みたいなものちゅうのはどういうふうな判断、何かあるんですか。最近じゃグーグルみたいなもので見るとか。その移動、もうやむを得ん。勝手にやっちゃった分は。1月1日ちゅう、後の意味合い等含めてどういうふうに判断をしたらええのか。

○杉本税務課長

所有権者からの申し出とか、地区ごとに担当職員が、航空写真も見ますが、前年の地目状況を確認しまして、地目等が異なっておれば現地での確認作業を行います。それと同時に、職員は、担当地区を持っていますので、定期的に市内の地目等の確認を行っております。

○河村委員

そうすると、地区担があって、年間を通して3年間、3年に1回航空写真じゃから、そうでないときにちゅうのは、常に現地確認に回りよるという解釈でええんです。

○杉本税務課長

毎年1月1日の状況を確認しますので、定期的に職員が現地の確認は行っております。

○河村委員

やけね、1月1日の状況というのと、28年にやって3年間はやらんちゅうことじゃから、そうすると平素からそういう見回りをしよってんですかと。

○杉本税務課長

職員が定期的に現地を見回っております。

○河村委員

わかりました。

これから、今さっき言うたドローンのようなものが今出てきたんで、どういう方策にするんかを含めて、何か、今まで検討はしよって。そういう資料をとったりとか、ドローンの。

○杉本税務課長

ドローン等の検討は今のところは行っておりません。

○河村委員

さっき裁量の話をしたんですが、要は、農地があって耕作面積が2分の1以上とか、あるいはどういう判断をするんです。立ち会いのもとというのがどうも理解できんのじゃけど、立ち会いして嫌じゃと言うたときにどねいするわけ。普通、嫌いね、税金上がったらいけんのじゃけ。ほやけ、有無を言わさんというのは、100坪あってそのうち端っこのほうの2割ぐらいしか耕作しちよらんという土地があったとしたら、これはだめですよと言うかどうかの問題なんよ。

○杉本税務課長

先ほども申しましたように、宅地を農地に認定する場合はほぼ100%の耕作をもって客観的に見た状況の状態をもって農地として認定しております。一部を倉庫や駐車場など、農地以外の利用に供している場合は、近辺土地と同様に宅地と認定しております。

○河村委員

今、宅地を農地にとこう言うた。農地を、その判断。

○杉本税務課長

農地を宅地にする場合は地目変更の登記をすることになりますので、その辺は宅地であれば宅地並みの課税をしているところがございます。

○河村委員

そりゃ、わかっちゃんじやけど、同じことを聞きよるんよ。要するに、市街化区域内の宅地を農地にしたらちゅうのは現況課税じゃからそりゃわかるんじやけど、農地を耕作放棄しちよるときに、あくまでも地目は農地やから、そのときの課税はどうするんですかと。今の、例えば100坪あったときに、耕作面積が50%なのか20%なのか。わからん。まあええ。

ちょっとまた後勉強させてもろうたらと思いますので、お願いします。

それから、もう一点、防犯灯を全部やりかえました。それで、いろんなことがわかったんです。要は、契約をしていないところがあったりすることで、結構、正規でなかったという表現はおかしいんですけど、足らなかつたりしたところがあったんですけど、何か全体的に困ったこととかそんな話を聞いていないのかということなんです。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、委員さん御存じのとおり、前年度に防犯灯を全てLED化することで事業を進めてまいりました。最終的に、中に、委員さん言われるように、契約がされていなかったことで、漏れている防犯灯がありますが、こういったものについては、正規に自治会等と電力会社と契約していただいた後に、新規にLED防犯灯の申請を防犯協会へしていただくことで、自治会等については御理解をいただいている状況でございます。

○河村委員

今まで防犯灯は立てられなかったところへ電柱を立ててやったりするケースが今回出てきて、ある意味でいやあ結果はよかったなと思うんですが。金額的にも統一できたからええかなと半分は思うんですけど。従前は、意外に防犯灯を立てるための電柱を立てたりする経費が高かったんで大変じゃったんですけど、そういう意味じゃ、結構、統一価格、よその地域で何ぼじゃったというのが理解できたんで、結構安く立てられたりすることがあったんで、それはよかったと思いますので。これから、来年には新しい電気料金の支払いが出てくるわけですね。新しい防犯灯での電気料金が。その辺のところをよく総合的にトータルで見ていただいて、本当に地域が負担が少なくなっているかどうかというのはちょっとよう見ていただいたらと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 平成29年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田邊委員

おはようございます。

現在の光市全体の4月1日現在の職員数、これは697人と聞いております。正規の職員が383人で、非正規の割合は再任用が28人、嘱託職員が63人、臨時職員が102名、パート職員121名と非正規は314人です。ということですが、3点ほど聞きます。

臨時職員、パート職員の賃金は幾らでしょうか。

また、臨時職員、パート職員の有給休暇は何日取られておるのか、何日をなっているのか。

また、3点目、時間外勤務、これが9月のときの集計したのが4万5,735時間ということですが、この減少に向けた取り組みなどはどういったことを行っているのかをお聞きします。よろしくお願ひします。

○讃井総務課長

まず、お尋ねの1点目の臨時・パート職員の賃金でございます。

現在の臨時・パート職員の賃金単価は、臨時職員が日額6,640円、パート職員が1時間当たり780円となっております。

それから、2点目でございますが、有給休暇であります。

臨時・パート職員の有給休暇につきましては、労働基準法の規定に従い、臨時職員については6カ月勤務後に10日間、パート職員については6カ月勤務後に7日間を付与しているところであります。

続きまして、3点目に時間外勤務の短縮に向けた取り組みであります。

本市では、時間外長時間労働の防止に向け、職員の定時退庁意識の促進を図るため、平成26年度より職員一斉ノー残業デーの取り組みを実施しているところであります。本事業では、おおむね90%台の高い参加率となっているものの、制度導入から4年目を迎え、

マンネリ化による実施率の低下が懸念されるということから、本年7月、制度の全面的な見直しを行い、国が推進するプレミアムフライデーに呼応した新たな取組みに見直しを図っているところであります。

見直しの内容としては、これまでの取組みの実施日を毎月5日と20日の月2回から、毎週金曜日の月4回程度に拡充をいたしました。

また、月末の金曜日はこれはプレミアムフライデーとして職員一斉ノー残業デーの重点取組日として取組むとしたところであります。

以上でございます。

○田邊委員

ありがとうございます。説明、よくわかりました。

あと再度質問なんですけど、今言うパート職員の賃金なんですけど、山口県のパート職員の最低賃金が777円、光市の今言う現在のパートの時間当たりの賃金が780円ということで、最低賃金ではないんですけど、3円ほど多い、現状は。そういったところでパートの職員を今後もしふやす場合に、そういったところのパートの賃金の改善をするなどの考え方はないのでしょうか。

○讚井総務課長

パート賃金の見直しの予定であります、毎年じゃないんですが、最低賃金の改定等があるごとに一応見直しを行っております、今回10月より780円に改定をしたところで、必要に応じてそういった改定を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。現在、パートの職員の募集なんかはどれほどかけておられるところでしょうか。

○讚井総務課長

必要に応じてそういう求人が、緊急的な求人が必要であった場合は、その都度ハローワークのほうに求人広告を出すようにしております。

○田邊委員

そんなところで募集かけたときに、すぐその募集に乗ってくるような状況でしょうか。それとも民間の企業と比べて最低賃金が3円高い、その辺の魅力があるかないかのいうところの点で問題意識はないのかなと思って、どう思われているのでしょうか。

○讚井総務課長

昨今の景気回復によって民間企業の求人がかなりありまして、なかなか市のほうの人材の確保というのは苦慮しているところであります。その苦慮している原因がこの賃金

にあるのかどうかという分析はまだしていない状況ではありますが、なかなか求人に対する応募がないということは、うちが出している条件とその働こうとしている方の条件が合致しないのではないかなというふうに思っているところでもあります。

○田邊委員

わかりました。そのあたりのいろいろな求人等のミスマッチを解消してまた求人、よりよりパートも働きやすい環境に、要望としてお願いしておきます。

2点目の有給休暇ですけど、6カ月後のいわゆる企業では試用期間みたいなものが設けられていると、6カ月以降に10日あって、7日ある、そういったことを今聞きましたけど、そんなところで、まあ労働基準法にのっとってこれは決めておるということを聞きました。しかしながら、民間企業では大手企業によりますと入社してすぐに有給休暇がつくような会社も多々あります。そういったところのそんなところのデータなんかもまた見てみて、これは基準法にのっとるとるんで別に問題はないんですけど、もっと、もしものときの急な休みのときに欠勤扱いになるという可能性も出ますので、せっかくのいい人材を確保したのに有休は取れないという形は、余りにもかわいそうではないかとは思いますが、これも要望でお願いします。

3点目の時間外勤務の減少に向けた取り組みは、今後ともいろいろ、80時間、過労死ラインを超えないように徹底して、職員の健康管理に努めてお願いしたいと思います。

以上です。

○河村委員

今のことで、有休の取得率って聞いちゃったような気がするんじやが、有休をどの程度取得しておるかというのを全職員で再雇用、嘱託、臨時、パート、皆分けてちょっと答えてもらっていいですか。平均でいいですよ。

○讚井総務課長

今、正職員しかデータを持ち合わせてないんですが、正職員につきましては取得率ということではないんですが、取得日数というところで平成28年度は11.1日ということになっております。

以上であります。

○河村委員

今、最高何ぼじゃったかいね、30日ぐらいあるの、29日。

○讚井総務課長

20日です。

○河村委員

結構低いなど、まあ夏休みやらあるから余りじゃないんじやけど、今の再雇用とか嘱

託、臨時、パート、有休が取れることはわかったんですが、どの程度、今の28年ベースでもないの、資料は。ない。じゃ、そういうものをちょっと後でもいいので、こういう状況ですというのがあれば出していただけたらと思います。

それから、ちょっと入札の件でこの間、前回そのお話をさせていただいて、入札監理室の仕事という意味合いで、要は建物建てたり、補修をしたり、道路をつくったり補修をしたりというような中での入札をするときのこの仕事の流れ、これは私の責任、入札監理室の責任ですと。所管があって実際には建設部がそこへかかわってくるわけですが、最終的にその一連の流れの責任は誰にあるのかということを含めて、仕事の流れをちょっと教えてもらっていいですか。

○中尾入札管理課長

入札管理課の仕事の流れということでのお尋ねですが、まず、工事を行うには、初めに建設部等が設計、積算を行い、その行ったものについての書類が入札管理課に回ってまいります。決裁の後に入札事務となります。入札事務については入札監理課で行い入札が終わりましたら契約になりますが、契約についてはその担当所管、建設部であれば建設部が契約を行います。実際の工事を建設部が行うということになります。工事が完成しましたら、工事の検査になります。入札管理課におきましては、250万円以上の工事につきまして検査職員が検査を行っております。検査に合格しましたら支払いとなります。これが一連の流れとなろうかと思えます。

工事検査は入札管理課で行いますが、工事自体は建設部なりその所管が最終的には持つようになると思えます。

○河村委員

談合防止という観点からの、この間、下請届けについての話をさせてもらったんですが、そういうものを管理するのは誰。

○中尾入札管理課長

下請届け等談合の管理ということでのお尋ねですが、下請届けの部分につきましては工事を担当する所管課のほうに業者から書類が出てまいります。それを所管課で確認をするということになっております。入札管理課におきましては、工事検査時に、250万円以上の工事についてですが、書類の確認をしております。

以上です。

○河村委員

談合防止というのは誰がやりよるんですか。

○中尾入札管理課長

談合防止ということにつきましては、当然その入札を管理している入札管理課の確認と、工事を所管する部署も、必要になってこようかと思えます。

○河村委員

誰がというのがきちっとしていないと、いや、所管と私ちゅうのは入札とでという話は、どっちもやらんという話になるんで、この間、どこかの町長さん有罪になったね。私も知らなかったんですが、今の談合というのは疑わしきは罰する。ね。疑わしきは罰するんですよ、談合そのものが。疑わしきは罰せずじゃない、疑わしいときには罰するんですよ。そうすると、この間言いましたよね、同じメンバー、入札のメンバーに入った人が元請と下請に入るといのは明らかに疑わしい。そういうときには罰せられるわけいね。そういうものの誰が管理をするのかという話。建設部が所管ですから、届けは建設部にあるんじゃない、わしは知らんでというのか、そのトータルで書類の流れについては、入札監理室が全部管理をするのか、お互いにそのチェックはせんにゃいけんというのは当たり前の話ですよ。でも最終的に誰の責任なのかということ、その誰の責任というのを、今お尋ねしよるんです。

○中尾入札管理課長

書類の確認については、現状では書類が提出される所管課での確認になっております。最終的に入札管理課の検査職員がその下請届けの確認をしている状況にあります。

○河村委員

だから入札監理室の責任ですとこういう話で受け取っていいわけね。そうすると、入札監理室の責任ということは、例えば下請届けが今の建設部へ出てきたら、例えば遅滞なく、遅滞なくというのは3日以内なのか1週間以内なのか、入札管理のほうへそういう事務書類が回ってくると、こういうことをせんにゃいけんのよ、最終的には。だから仕事の流れの中でそういうものも含めて対策を立ててやるというのが、一番望ましい姿だと思います。だから単に、いや入札をして完成検査をしてということじゃなくて、一連の中で、じゃそういう不正があるのかないのかということを含めたチェック体制というのを入札管理はとらなきゃいけないんだとこう思いますので、そういう、どうすればそういうふうにならないかというのをちょっと考えて、次、半年ぐらい宿題あげちょきますから、その次にまたやっていただけたらと思います。

それから、救急についてちょっとお尋ねをさせていただきます。

救急車が今4台、それから予備が1台ということで5台おるわけですが、通常、市立病院、あるいは市内、光市内の搬送が大体2,500だとかいうふうに言われています。あと当然、熊毛とそれから田布施が入っているんで、それがもう恐らく1,000件ぐらいあるんでしょうか。ちょっとそのあたりの中身をちょっとお知らせをいただきたいんですが。市立病院では大体、救急搬送が1,000件だと言われています。じゃ救急で搬送先はどういうふうになっているのかというその話。

それから、もう一つは病院間の移送について、当然、緊急の場合もありますから、救急車の出場というのものもあるんだと思うんですが、状態によっては救急車をとらんでもいいという状態もあるんだと思うんですけど、そのあたり、ちょっとこうわかる範囲内で教えてもらっていいですか。

○中倉消防担当課長

まず搬送状況についてでございます。光市からは平成29年1月1日から平成29年11月30日の間で2,385名ほど搬送しております。田布施町につきましては538人、周南市・熊毛地域につきましては717名で合計……、失礼いたしました、今申しましたのは件数でございます。

それから、転院搬送につきましては、光市から362名ほど搬送しております。これは全体の16.3%となっております。

続きまして、搬送先の状況でございますが、これは平成28年中で御報告したいと思いますが、光総合病院へ996人搬送しております。

以上でございます。

○河村委員

ごめん、362人ちゅうのは何の数字じゃったんですか。それからあと徳中と記念病院とそれから周東とか、搬送先である程度の数があるところについて、ちょっと数字を出してもらっていいですか。

○中倉消防担当課長

まず搬送先病院についてお答えさせていただきます。

光総合病院のほかに、大和総合病院が30名、光中央病院が240名、徳山中央病院が573名、周南記念病院が319名、周東総合病院が93名となっております。これは光市から搬送した傷病者でございます、数値につきましては平成28年中でございます。

以上でございます。

○河村委員

362人ちゅうのは病院間搬送。ん。そう。

意外に病院間の搬送が多いのにちょっとびっくりしたんですが、病院間の搬送はやっぱり徳中へ行くのがほとんどなんですか。

○中倉消防担当課長

今、手持ちに資料がございませんので、後ほど答えさせていただきます。

○河村委員

結構、まあ産科についても病院間搬送が結構たくさんあるというような話を聞いたことがあるんで、実態がどんな程度かなと思いましたので、救急車は全部で5台おるとはいいながら4台ちゅうのは出動時にやったら重複してなかなかうまく搬送できないというケースがたくさんありますので、それは極力軽傷の人が利用することじゃないとは思いますが、去年じゃったですか、シンポジウムか何かやられたときに、今の徳中の先生や記念病院の先生が自分で判断しちゃだめですよと、具合が悪いときにはちゃんと救急車呼んで、どうぞやってくださいという話をされて、なるほどなど。軽傷かどうかちゅ

うのは、わかる程度の人じゃったらそれはやっちゃいけないと思いますが、本当に痛いとかというようなときにはちゃんと救急車呼ばんにゃいけないというそのあり方が大事だと思いますので、そうでない病院間の搬送ちゅうのは意外に症状がわかっていますから、事前に対応できる場合には救急車に頼らず自分らでやるというのが一番いい。そうかちゅうて、緊急時、本当の緊急があったときにやっちゃいけないのかってそんなことじゃないので、そのあたりについてはよく救急業務についてあれしていただきたらと思います。よく6分ぐらいで救急車は到着すると。到着した救急車がそこから出発するのに大体30分、平均でかかっているという話なのですが、今の搬送先の大きなものを見ると、市立病院、それから徳中、記念病院、それから光の今中央病院というのが主な大きな搬送先なんですけど、その30分の短縮、要は現地に行って救命士がそんないろいろな救命作業をするのがあれば別ですが、そうでなくて要は搬送先を探すのに相当時間がかかっているというふうに聞きますので、それを短縮する手だてというのはないんでしょうか。

○中倉消防担当課長

今、現場滞在時間についての御質問でございました。

平成28年中に光市から救急車で医療機関へ搬送した2,379名の現場滞在時間は、平均15.9分でございます。

救急隊の現場活動について御紹介させていただきますと、救急隊は現場に到着いたしますと、関係者や傷病者などから症状などを聞き取るとともに、症状の観察を行い、必要な応急処置、症状に応じた病院を選定し、病院に傷病者の受け入れ要請を行います。これに救急車への収容のための活動などが現場滞在時間を構成する要素となっております。

滞在時間が長くなっている要因といたしましては、傷病者の症状により、観察、応急処置にかかる時間が違ってまいります。

また、委員御紹介のとおり、病院の手配によっても時間が変わってまいります。病院の選定時間の短縮につきましては、山口県が消防法に基づき定めた医療機関選定基準をもとに、できるだけ近隣の病院を選び、受け入れ要請を行うようにはしておりますが、当該病院の医師の医学上の判断や都合により受け入れが困難な場合もありますことから、消防といたしましては、救急活動全般を通じて時間短縮を図って救急活動を円滑に行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

私が目にしたのはもうちょっと何年か前の話ですから、改善されたということであれば大変喜ばしい話なんですけど、意外に高齢者の場合は判断が難しかったりするんで、はた目に見てもそんなじゃないなと思いつつながら、結構30分ぐらい、そのときも救急車がとまっていたし、うちの近所でもこういうときに救急車来て、搬送、実際に動くまでにやっぱり30分ぐらいかかっていたと思いますので、15分程度で搬送ができればそれに越したことはありませんし、例えば今度、市立病院が新しくなるということであれば、

そのあたりのその受け入れ状況についてよっぽどその見方で、もう頭とか心臓とかというならともかく、それ以外じゃったら何でも市立病院に搬送するというような話をすれば、で、この滞在時間のその15分ぐらいおる間に搬送ができるということになるんで、そのくらいの病院との連携がうまくいくような方策ちゅうのもどこかで要るんじゃないかなと思いますので、病院はよそじゃからあれですけど、そういうふうなことをぜひ考えていただきたいと思いますし、病院間の搬送についても、ちょっと状況の調査というのをしっかりやっていただいたらと思います。

それから、防災のほうですが、前回じゃったですか、備蓄品の要は倉庫ができたということじゃから中に入っちょる物についての選別といいますか、この倉庫には何が入っちょるというのを、とこう話をしたと思うんですが、その点はどうですか。

○呉橋防災危機管理課長

防災倉庫への備蓄品につきましては、自主防災組織等から問い合わせがあれば丁寧に説明をさせていただきたいと思いますし、また公表等のお知らせの方法については公表を前提にしながらどのような方法がいいのか、現在検討を進めているという段階であります。

○河村委員

じゃ倉庫はできたけど、まだ中身を入れてないの。

○呉橋防災危機管理課長

入れております。ただ、入れておる物の公表については、現在はいたしておりませんが、公表に向けて検討を進めているというところがございます。

○河村委員

中身についてはその都度変化をするというのは当たり前なことなんで、今現時点では何が入っちょるというのが大事なんじゃないかなと思うんですよ。公表するのも当たり前の話じゃから、今、あそこには、例えばスポーツ公園の倉庫には何が入っちょるん。

○呉橋防災危機管理課長

お問い合わせのありました光スポーツ公園のレストハウスにつきましては、一つ一つ申し上げますと、アルファー化米、そして保存水、毛布、簡易トイレ、簡易トイレ用便座、多目的ロール畳、拡声器と簡易に食べられるビスコを備蓄しておるところであります。

○河村委員

数字をついでに言ってもらっていいですか。

○呉橋防災危機管理課長

それではアルファ化米からまいります。アルファ化米が800食、ビスコが240袋、保存水が792本、毛布が100枚、簡易トイレが200枚、簡易トイレ用便座が2個、多目的ロール畳が2本と拡声器が1台というところでございます。

○河村委員

今後の備蓄品の充実はされるんだろうと思いますが、倉庫の大きさはまだ見てないんでちょっとようわからんですが、発電機とか今うちでいったら光井のコミュセンに置いてあるわけですが、そういった物を移すというか、新しく買って向こうに置いてもらったらそれはそれで一つふえるからありがたいんですが、そういうふうなお考えがありますか。

○呉橋防災危機管理課長

ただいま発電機を防災倉庫に移すというお話だったと思うんですが、コミュニティセンター等は自主避難所になっておりますし、停電等につきましてすぐに対応しなければいけないので、現在は発電機につきましてはコミュニティセンターのほうに置いておきたいと考えております。

○河村委員

発電機があって、通常の活動をする中で便利はいいんです。けど例えばそういう倉庫にないことがおかしいような気がするんです。もしも災害のあったときに、例えば今、光井のコミュセンでいったら海拔といいますか、高潮が来たりなんかするときにひょっとしたらつかれる可能性もあるところなんで、そうでないところにもしっかりそういう物を確保せんにゃいけないと思いますし、通常の以外にもスコップとか必需品がありますよね。そういった物についての備蓄ちゅうのは必要じゃろうと思いますので、ちょっと今後の方針策ちゅうのをまたよう考えちゃっていただいたらと思います。

この間のときに、今の要は賞味期限切れの保存食、今、アルファ化米とか水とかビスコとかいろいろ言われましたが、当初は毎年600ぐらいというふうに思ったんですが、今この数字を見ると、通常5年が賞味期限のような気がするんで、もっといっぱいあるような気がするわけいね、賞味期限来るのが。要は公平な賞味期限が来た物について分配をしてほしいという話を前にしたと思うんですが、それについては何ぼの量をどのようにして分配をするのか。

○呉橋防災危機管理課長

更新分の備蓄食料につきましては、市民の防災意識の高揚を目的に、総合防災訓練であるとか光まつり、防災教室等において使用をしているというところなんです。毎年購入しておるのが600食でありますので、それが毎年更新になりますので、これらを今言いましたような事業等で活用しておるところであります。

○河村委員

いやいや、備蓄品倉庫は全部で何カ所じゃったかいね。ええ。光井だけでも今、これ米が800、水が792、ビスコが240とこうある。それが例えば5カ所あったとしたら、5倍あるちゅうことじゃから、通常考えたら、そしたら600食どころの騒ぎじゃなからう。

○呉橋防災危機管理課長

5年保存可能な備蓄食料を毎年約600食購入しておるんですが、全部合わせると3,000食、そのうち更新分が毎年600食ということになります。現在備蓄しておるアルファー化米は3,050食でありまして、それと先ほどお答えした中で、光まつり等の事業で使用させていただいておりますけど、現状では自主防災組織に使用していただける状況にはなっておりませんが、引き続き更新の備蓄食糧の有効活用に努めてはまいりたいと思いますし、また委員御提案の自主防災組織への活用等含めて真に有効な活用法について、今まで以上にしっかりと検討していきたいと考えておるところです。

○河村委員

言わんとすることはわかるんじゃないけど、あなた今、アルファー化米が光井に800ある、ほかにも水が792、それからビスコが240ある。例えば浅江の（聞き取り不能）か何かにある物は、うちよりは多い、恐らく数じゃろうから、そうするとアルファー化米が3,050食あるから毎年600ですと、ほかの物は賞味期限は来ないん。

○呉橋防災危機管理課長

申しわけありません。アルファー化米だけについて答えをさせていただきましたが、保存水についても賞味期限が5年となっておりますけど、それは更新してまいります。

また、ビスコと言いましたけど、これはまだ賞味期限が切れてないので更新はしておりません。

○河村委員

購入してできるだけ多くの地域にそういう備蓄ができるというのがまず一つ。それから、賞味期限が当然来るわけですから、賞味期限が来た物を、総合訓練、防災訓練やったり、あるいは消防がやる訓練やったり、あるいは地域でやる訓練とかとこういろいろあるんで、その要は公平な分配方法というのを考えてほしいと、こういうことを前に言ったと思いますので、ぜひまた次の宿題にしときますけ、お願いしておきます。

それからもう1点あった。大和の出張所、通常はいろんな情報を収集することが仕事だとかこういう話を以前にもされたと思うんです。情報収集をしたら、その情報はどうする。

○山田大和支所長

その内容にもよりますけれども、大方のものが大和支所で単独で解決できない内容が多うございます。それぞれの所管課へ、その状況を連絡をして対応してもらおうという、そういったことを行っております。

○河村委員

たまたまこの間行ったときに、石城山に上る県道、県道じゃからそれはそうじゃったところ言われりゃそれまでなんです、通行どめになっちゃったんで、ちょっとお話をさせてもらって、その足で土木の管理課、それから林務に行ってその話を通行どめの話をしたら、誰も知らなかった。確認をしたら、県のほうは理解をしちよって、対応をすると、年内にはきれいに通行できるようにしたいとこういうお話じゃったんですが、意外に情報ちゅうのは伝わらんのかな。ね。さしずめ県道じゃからといいながら、一応土木の管理課が知らんちゅうのはないよね。市内の国道であろうが、県道であろうが、生活道であろうが、管理課がその通行できん状況を知らんちゅうのはちょっとこう考えられんので、そのあたりの、こんなものは個人のあれじゃからマニュアルをつくってもだめなんかもわかりませんが、何かあったときの伝達方法みたいなものを整理をさせていただいたと思いますけどね。たまたまその後、塩田へ行ったときに塩田の人が、いや県に通報してやってもらいましたとこう言っちゃったから、できたら、普通の人には市役所へ言うんでという話もしたんですけど、そのあたりの潤滑油みたいなもんじゃから、うまく潤滑するように御配慮をお願いしたらと思います。要望で結構です。

以上です。